

幼兒の教育

第四十八卷

第十二號



十二月號

日本幼稚園協會

新學期用品

自由画帳 定價二〇圓

塗料6圓、40冊まで55圓

おさいく帳 定價二三圓

塗料6圓、50冊まで55圓

ぬりえ(初級) 定價二五圓

塗料6圓、40冊まで55圓

ぬりえ(上級) 定價三〇圓

塗料6圓、50冊まで55圓

えとぬりえ 定價40圓

塗料6圓、40冊まで55圓

御道具箱 定價50圓

塗料6圓、5箱まで35圓

紙 (文部省認給品)

塗料6圓、40冊まで55圓

折紙 定價二〇圓

塗料6圓、40冊まで55圓

寸色一枚組 定價二〇圓

塗料6圓、40冊まで55圓

寸色一枚組 定價二〇圓

塗料6圓、40冊まで55圓

寸色一枚組 定價二〇圓

塗料6圓、40冊まで55圓

床上積木

大 基尺 8 cm, 容積 32 cm³ 定價 1800 圓 〒350 圓
中 基尺 6 cm, 容積 25 cm³ 定價 1500 圓 〒250 圓
小 基尺 3 cm, 容積 12 cm³ 定價 450 圓 〒35 圓

一箱の積木數約 90 箇、形は、基本的の形を網羅して居ります。

砂場用具

砂型 (4種入り 100 圓 〒35 圓)

シャベル (20圓 〒30ヶまで35圓)

バケツ (60圓 〒8ヶまで35圓)

ふるい (60圓 〒15ヶまで35圓)

トンネル (70圓 〒3ヶ 35圓) 汽車 (80圓 〒10ヶまで35圓)

自動車 (50圓 〒10ヶ 35圓) 客車 (80圓 〒8ヶまで35圓)

定價 250 圓、袋入り、〒35 圓

第1集 みみちゃんとおおかみ

第2集 どの子がいい子

第3集 お母さんはどこえ

第4集 親指姫

紙芝居

(圖・解説入りカタログ進呈)

ジャングルジム、滑り臺、ブランコ、置きブランコ、波動回轉塔、共同ジャングル、大こだま子、メリーゴーラウンド、廻てん椅子、等です。

發行所

千代田區神田
神保町2の4

フレーベル館保育用品株式會社

振替口座
東京 58171

號二十第 育教の兒幼 卷八十四第

次

目

和の教育者……………倉橋惣三……(2)

法的に見た幼稚園の姿 (三)……………玉越三朗……(6)

フレーベル著「リナは如何にして読み書きを学ぶか」「(四)」……………莊司雅子……(12)

保育關係文獻解説 (11)……………竹田俊雄……(19)

統計にあるばれた幼稚園の現状……………玉越三朗……(30)

子供 講歌 (四)……………倉橋惣三……(26)

(講話) 幼児の心理的發達 (七)……………山下俊郎……(33)

官廳公示連絡事項……………(38)

幼稚園設置基準に對する協議會

教育における宗教の取扱ひについて

會から……………(42)



和の教育者

— 和の教育 (四) —

倉橋惣三

一

和は大きな理想である。世界のすみやくを普く和の世界たらしめるることは、恐らくりよう遠の理想であろう。しかし、菊一莖に庭が明るくなり、梅一輪に室がかかるように、わかれらのいるところの周邊に和のふんいきを作ることは必ずしも難くあるまい。しかも、それでいいのもあるまい。人類平和の理想からはあきたらないとしても、人間として嬉しいことであるまい。

ノーベル賞で平和賞を受けた、小説「武器を掛け」の作者ズットナー夫人、アメリカ大統領シオドー・ローズヴエルト、アメリカ大統領ウイルソン、北極探險家ナンセン、イギリス首相チエンバレン、フランス首相ブリアン、アメリカ國務長官コオデル・ハルの諸氏は、いつもも人類平和の爲の偉大な貢献者として尊敬すべき人々である。我らも能力があるならば、そういう貢献がしたいに相違ない。しかし世界の平

和賞を受けるに値しなくとも、學校や幼稚園内の平和貢献者、交友の間の平和貢献者、小さい家庭のなかの平和貢献者には、なれなれることもない筈である。現にそういう貢献者はいくらもいる。學校や幼稚園の必ずしも優秀兒でない子の中に、交友間の必ずしも有力者でない子の中に、家庭の一一番幼い弟妹の中に、たゞ、先生や先輩や親や兄や姉が、平和賞受賞者の候補者ときまつていなきことは、誰が受賞者になつても目出度いものゝ順序の上では少し遺憾な氣もする。子ども殊に赤シ坊が平和の天使であることは、せち辛い世のあばら家の中でも、常に燐然たる光に輝いている。してみると、平和は未發達者の癡鴨のことかしら、ちえ分別の缺けているおろかしさのことかしら、我的覺醒のないまどろみのことかしら、といふながらも、誰れでもそのなごやかなえがおには心を溶かされ、そのなだらかな晤語には心を和けられずにはいられない。この小さい者には平和の倫理もなく平和の功利もない。どうさんとかあさんの經濟紛争の仲裁に立たないの

は素より、創り出そうともしなければ、おぢいちゃんの非デモクラシーに抗議の發言を試みようともしない。たゞねんねしているだけで皆が鎮静し、つぶらな目をさせば皆が寄り集つて来て、一家和合の實、おのづから顯現するのである。貴いかな。平和の天使は、その存在そのものが平和のふんいきをかもし出す。

一一

和の教育の極く實際の場は、子どもを圍む和のふんいきである。そのふんいきは、和の人々からかもし出される。教師の一人々々が和の人であることこそ望ましい。その教師は、和の理想家、和の追求者、和の愛好者であるばかりでなく、和の人でなければならぬ。教師はそれ／＼の教育において、それ／＼の人でなければならぬが、特に和の教育においてそうである。教師は教育を行う者であるのみでなく、その人でなくしてはならぬが、自己の身邊に和のふんいきをかもし、その中に子どもを包み得るために、その人自身和の人でなければならぬ。その人柄が和でなくてはならぬ。その性格が和でなくてはならぬ。それがおのずからあらわれる和の目、和の聲の人でなくてはならぬ。相對する子らに、すれちがう子らに、和の感じを與える人でなくてはならぬ。その人をおもうときに、和の感じの殘る人でなくてはならぬ。それは麗色でも婉容でもない。魅力を漂わす目でも、美音をこころがす聲でもない。それは屢々和を彩るが和の人は必ずしも

和の繪、和の音樂ではない。和の天使赤ン坊の頬は圓やかに手は柔かいが、和の人の顔は人の心配に瘦せ、手は世の勞苦に荒れているかも知れない。その笑い聲は朗かというよりもつゝましいことが多いであろうし、その舉止は快活というよりも遠慮がちなことが多いかもしれない。従つて、その人の存在は目立たない。和に圍むといつても、浮き／＼させる花の山でもなく、包むといつてもむせかえらせる百合畠でもない。多分、ふと立ちとまらせる葉かけの葦、はつとして見上けさせる夕星に似たものであろう。それでいてうつむける紫と、またゝく光りとの、なんと、心に押し心に残ることであろう。葦だの星だと、なんだかロマンチックに聞えるが、その葦は、都大路よりは山路に來てなにやらゆかしく出逢うものであり、その星は、野良歸りの淋しい森はづれにふと見つけられるものである。こうした小さい、眞に小さい平和の使徒にも、心を包む平和のふんいきはかもし出されて、鬪い心も、争い心もなごやかにされる。ふんいきの化である。

一二

平和日本の理想をもたぬものはない。しかもそのふんいきはどうであろう。戰前よりも荒っぽい錚氣や、恐ろしい犯罪が日夜に行われて、押しのけられないように、冒されないように、襲われないようにたえず警戒していくなければならない。敗戦國の生活難の通則だといえばそれまでのことも知れないと、和では電車にも乗れない生きてもいかれない切迫の

厳しさはあるに相違ない。しかも、同じ國民同志の間で、どうしてあさまいで、はげしいこと、手荒なこと、亂暴なこと

ができるものかと、日本人として思いもかけないことが、己むを得ずというよりも、ついというよりも、平氣にあたりまえのこととして常習される。どこで日本人が慣らされた惡習なのであらうか。殊にその粗暴非道が若者に多く、だん／＼少年に及んでいるのを見ても、事を悲しみ憎むと共に、彼等の心に和の失われていることを憂えずにはいられない。和を失つた心、彼等はどこでそういう心を養われたのであらう。彼等の或者は、ほんものの戰場で、奪い、襲い、殺すことを覚えて來たかもしれない。どこかでそういうことを平氣にして（或はさせられて）來たものでなければ到底できないような殘忍なことを平氣にする。少くも、そういうふんいきにならされない限り、尋常人のなし難い所業である。また、尋常人でも、そういう非尋常のふんいきに置かれれば、それが平氣になることもあるものであろう。われらは敵を殺す戰争を忌む。しかも、最も怖るべきことは、敵を殺す（お互ひともかも知れないが）ことによつて、人が人を殺すことに平氣になることである。それは單に氣が荒くなるといった程度の話ではない。又、戰争の起る理由が、どんなに理屈づけられることがあるとしても、一回の殺人行為でもが、何んといつても自分の和の心を傷つけずにはいられない。その戰場のふんいきは、戰時の國內のふんいきをも一つにせずにいない。和の失われたふんいきの中では、人間はどんなものにならせられるだろ

うか。

少年の犯行を、その個々の犯行を見ならうのだという論も事實であろう。しかし、それよりも廣く深い問題は、和の失はれた社會のふんいきに養われて和を失つた彼等の心である。彼等は、惡行のそれぞれを好むというよりは、和を失つた心の満足を求めている。和の尋常にあきたらないで、和でない非常に走るのである。そうして、そういうふんいきの中に、それを尋常として怪まないのみが得意になる。かくて、ふんいきからふんいきを作つてゆく。われらが怖れるのは此の點である。

四

和の心を失わせるものがふんいきであることを怖れるものは、和のふんいきを作ることを、和の教育の第一義とせざるを得ない。ふんいきは包むもの圍むものであるが、和のふんいきを作るのは光源が明るいふんいきのもととなり、熱源が温いふんいきのもととなるように、和の發源體でなければならぬ。それは大きいほど廣いふんいきを作るであろうが、小さくとも狭いなりのふんいきを作る。家庭内のふんいきを作り、交友間のふんいきを作る。店頭窓口のふんいきにもなる。それ違う人、行き違う人のためのふんいきにもなる。

五

聖德太子が和を以て貴しとすと言われたのは、時の政情に

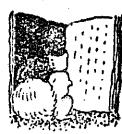
對する特別の戒めであつたのかも知れないけれども、あの語を以て革新憲法の冒頭におかれることは、誠に意義の深いことである。新憲法では基本的大権の尊重が第一義になつてゐる。そこから民主國家も文化國家も、そして平和國家も生れるのであり、人権の尊重と和の尊重とは、極く深い底において相通するものであり、決して矛盾するものではないのは勿論である。しかし、實際、わけても今日の實際は、新憲法のこの本旨が未だ眞に實現しているとはいえない今日の實際については、人権の尊重という名が、和と相反する結果を生んでいないと限らないのは甚だ遺憾である。アメリカの人権尊重は基督教人道主義が根底になつてゐるところから、他人の人権の尊重にあつても、自己の人権の尊重にあつても、極めて底深い調和と適正が行わられるのであるが、その人道主義に培われることの少ない場合においては、権利の主張が片々のことになつて、兩々の和となり難い傾きになる。聖徳太子の十七條憲法の和も、その根底になつてゐるのは佛教であるが、和の尊重も宗教の生むところであれば、権利の尊重がそれだけでは権利の主張しあいになり勝ちなのも免れ難いことであろう。現にそうなつてゐるのである。新憲法の理想の實現を眼目とする教育基本法においても、基本的人権の尊重を以て基本的人権尊重の教育を徹底させようとしている。その正しいことはいうまでもないが、人権尊重の誤りなき理解と實踐とが、必ず和の尊重につながる教育がしつかり行われないと、その正しさに到り得ないでもあろう恐れがある。勿

論、人権の尊重のない和は、和として最も避くべきであり、斥くべきであり、その意味において、人権尊重がすべての第一義とせられることは正しい。しかし、和を忘れた人権尊重、というよりも、和に到り達し得ない人権尊重だけでは完しといえまい。更めて和の教育について深思する所以である。

希わくば我等教育者、和の人となり和のふんいきを作り得つつ、人権尊重の教育を説きたい。

(十一頁より) 社會教育その他公共のために、利用させることができる。(學校教育法第八十五條)

とあつて、幼稚園の施設もその教育上支障のない限りはすゝんで社會教育施設を附置し或いは開放すべきである。特に幼稚園と密接な關係のある母親を對象とする施設——母親學級育兒相談室等——は是非附置すべきである。今後の幼稚園發展のためにも今まで述べてきたところを考えてみるに教育機關としての幼稚園はその精神においては定まつたがそれに伴なう新しい方法に關する規定は幾多重要な點が缺けてゐる。これは幼稚園關係者にはまことに申譯がないと思つてゐるが、われくが簡単に定めるというわけにもいかず今後における皆様の絶大なるご支援によつて一日も早くこの不備を補い實際教育にたずさわる人々から愛され親しまれる法令を作りたいと思ふ。(了)



法的に見た幼稚園の姿（三）

——法から見た幼稚園の維持經營——

文部省事務官 玉 越 三 朗

内 容

教育機關としての幼稚園（十月號）

法から見た幼稚園の維持經營

一、設置

- 1、幼稚園を設置出来る者
- 2、設置する場合の基準
- 3、設置する場合の手續

二、維持經營

- 1、幼稚園管理の責任者
- 2、経費の負擔者
- 3、保育料その他の費用の問題
- 4、私立幼稚園の豫算決算報告義務
- 5、幼稚園の職員
- 6、學年その他
- 7、備えつけるべき表簿

（以上前號）

5、幼稚園の職員

(1) 必らず置かなければならない職員は

「学校には、校長及び相當數の教員を置かなければならぬ。」（學校教育法第七條）

「幼稚園には、園長及び教諭を置かなければならない。」（同法第八十一條第一項）

（以上本號）

一、維持經營（承前）

8、維持經營上その變更について監督總の認可又は届出を要するもの

9、監督總から變更又は閉鎖を命ぜられる場合

三、廢止の手續その他

1、廢止の手續

2、社會教育施設の附置等

「各幼稚園ニ幼稚園醫ヲ置ク」（學校醫及幼稚園醫令第七條）とあつて、園長、教諭及び園醫は必ず置かなければならぬことになつてゐる。たゞしその教諭の數は別に定めてはいない。また専任とか兼任とともに定めてはいない。

(2) 置くことができる職員は

「幼稚園には……必要な職員を置くことができる。」

（學校教育法第八十一條第二項）

「各幼稚園ニ幼稚園齒科醫ヲ置クコトヲ得」（學校齒科醫及

幼稚園齒科醫令第七條）

とあつて、この必要な職員の中には養護教諭、養護助教諭、助教諭、講師及び事務職員等が含まれてゐる。

(3) 園長となれない者は

「一、禁治產者及び準禁治產者、

二、禁錮以上の刑に處せられた者

三、免許状取上げの處分を受け、當該處分の日から一年

を経過しない者

四、日本國憲法施行の日以後において日本國憲法又はそ

の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する

政黨その他の團體を結成し、又はこれに加入した者」

（學校教育法第九條）

「園長免許狀（校長免許狀でもよい）を有しない者」（學校教育法施行規則第八條）

で、具體的には教職員適格審査の結果合格した者で園長免許狀を有する者でなければ園長にはなれないということであ

る。ただし免許狀については、現在教育職員免許法による新免許狀は未だないから昭和二十六年三月三十日までは、例外として左の資格の者でも園長となつてさしつがえない。

「園長には、第八條の規定にかかわらず、當分の間……園長假免許狀……を有する者を充てることができる。」（學校

教育法第九十六條）

「左の各號の一に該當する者は、これを……園長假免許狀を有する者とみなす。

一、この省令適用の際、現に……幼稚園長の職にある者

二、從前の規定により、從前の幼稚園の園長となることができる者」（學校教育法施行規則第九十八條）

「公立幼稚園ノ園長タルベキモノハ小學校ノ本科正教員又ハ保母免許狀ヲ有スル者若ハ教員免許令ニ依ル教員免許狀ヲ有スルモノタルベシ」（幼稚園令施行規則第八條）

これによると私立幼稚園長については別に規定しておらずだれでも昭和二十六年三月三十一日までは園長となれるが、昭和二十六年四月一日からは私立幼稚園でも公立幼稚園でも差別なく一定の資格がなければ園長免許狀を得ることができなくなる。いまその最低資格（園長假免）を見ると、

「教員（小學校、中學校、高等學校の教員でもよい。）の
一級普通免許狀を有する者とみなされた者又はその授與を受けたことのできる者で二年以上教育職員又は官公廳若しくは私立學校における教育事務に關する職員として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の證明を有する者」（教育職員免

許法施行法第二條第二十五號)

私立幼稚園では今後園長の採用には相當困難を感じることと思はれるが幼稚園向上のためにはこの困難を克服してもらいたい。

なお昭和二十四年九月一日現に幼稚園長の職にある者はその事實によつて園長の新假免許状が與えられることになつてゐるから、それ等の者は私立幼稚園長で最低資格がなくとも繼續できる。(同前)

(4) 教員となれない者は

園長の項の一、二、三、四と

「教諭又は養護教諭免許状を有しない者——助教諭又は養

護助教諭免許状を有しない者」(學校教育法施行規則第八條及び第九條)

であるが、免許状については園長と同じく昭和二十六年三月三十日までは、學校教育法施則によつて幼稚園教諭假免許状又は同助教諭假免許状或いは養護教諭假免許状を有する者とみなされている者は右の「免許状を有しない者」でもその職にあつてもさしつかえないことになつてゐる。昭和二十六年四月一日以後から持たなければならぬ新免許状の助教諭の最低資格は舊中等學校卒業した者又は新制高等學校卒業した者である。(教育職員免許法第五條及び同法施行第二條第三十四號)

なお現在勤務している教員については、昭和二十四年八月三十一日現に教職にある者は右の最低資格がなくともその事

實によつて新免許状の臨免が與えられるから助教諭となれるわけである。(昭和二十四年八月三十日告示第一七三號)

ここに注意しておくことは、未だ幼稚園の教員は女子のみと思つてゐる者のあることである。學校教育法では舊幼稚園令と異つて教員については男女の制限を除いており男子でもさしつかえないものである。

(5) 園長、教諭等の任務

園長は、園務を掌り、所屬職員を監督する。

(1) 教諭は、幼兒の保育を掌る。

(2) 養護教諭は、幼兒の養護を掌る。

(3) 助教諭は、教諭の職務を助ける。

(4) 講師は、教諭の職務を助ける。(講師は常時勤務に服しないことができる)。

(5) 事務職員は、事務に從事する。(學校教育法第二十八條第八十一條及び同法施行規則第四十八條の二)

とあるように、幼稚園における職員の受持役割はここに明瞭に示されているが、これらの任務の完全な遂行はあくまで幼稚園を一體とする正しい經營管理の下に相互の連絡を持つて初めて幼兒教育のよりよい效果が收められることに留意しなければならない。

(6) 學年その他

「教諭一人の保育する幼兒數は約四十人以下とする。」(學校教育法施行規則第七十五條)

「保育日數及び保育時數は、保育要領の基準により園長が

これを定める。」(同法施行規則第七十條)

小學校を準用「小學校の教科課程、教科内容及びその取扱いについては、學習指導要領による。」

(同法施行規則第二十五條)

同右「兒童が身體の狀況によつて履修することのできない教科は、これを課さないことができる。」(同法施行規則第二十六條)

同右「小學校の學年は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。」

小學校の學期は、都道府縣の教育委員會が、これを

定める。」(同法施行規則第四十四條)

同右「授業終始の時刻は、校長が、これを定める。」(同法施行規則第四十六條)

同右「小學校における休業日は、次の通りとする。

一、國民の祝日に關する法律に規定する日。

二、日曜日

三、夏季、冬季、學年末、農繁期その他において都道

府縣の教育委員會が定めた日、前項の規定にかかるらず、私立小學校における休業日は、學則で、これを定めることができる。」(同法施行規則第四十七條)

同右「非常變災その他急迫の事情があるときは、校長は、

臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、この旨を、都道府縣の教育委員會に報告しなけ

ればならない。」(同法施行規則第四十八條)

「幼稚園においては、……幼兒並びに職員の健康増進を圖るため、身體検査を行はなければならない。」(學校教育法第十二條)

これらは幼稚園經營上その保育の實際を規定していく條文で重要な點を含み充分検討する必要がある事項であるが別の機会にゆずる。

たゞ先にも述べたように法令上では、設置基準と共に納得が行く規定がないのが幼稚園の發展上一大障害となつてゐることはいなめない。

ここで注意する點は、右に示されているように法令上の小學校の條文を準用していることである。この「準用」というのは、法文を準用したもので内容についてはあくまで幼稚園獨自の教育内容を持たなければならぬ。決して小學校の教育の程度をそのまま縮少すればよいと思つては困るのである。

かえつて現在よく研究している小學校の一、二年の學級を見ると從前の小學校經營とは全く趣が變り非常に幼稚園的教育方法を探る傾向になつて來て、幼稚園の組ではないかと間違はれるくらいである。これは兒童の生長と發達を研究しその基礎の上に置かれた教育であるからである。小學校がここまで前進して來ているのにかえつて幼稚園が小學校のその教育を形式的に模倣するということはおかしく幼稚園は幼稚園独自に幼兒の生長發達にそくして正しい幼兒教育の内容をう

ちたて行くべきである。

7 備え付けなければならない表簿は何か

「学校において備えなければならない表簿は、概ね次の通りとする。」

一 学校に關係のある法令

二、學則、日課表、教科用圖書配當表、學校醫視察簿及び學校日誌

三、職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに擔任教科及び時間表

四、學藉簿、出藉簿及び身體検査に關する表簿

五、入學考查及び成績考查に關する表簿

六、資產原簿、出納簿及び經費の豫算決算についての帳簿並びに圖書機械器具、標本、模型等の教具の目錄

七、往復文書處理簿

前項の表簿中、學藉簿は十五年以上、その他の表簿は五年以上、これを保有しなければならない。(學校教育法施行規則第十五條)

幼稚園において備える表簿はいろいろあるが、その中でも重要なものをとりあげて保存するよう措置した規定である。「概ね」としたのは、學校の種別すなわち幼稚園、小學校、中學校、大學等を一つにまとめて規定しているため、その學校によつては必要のない表簿があるためである。

なお學藉簿以外の帳簿を五年以上としているがこの意味は、誤解をまぬくおそれがあるから少し説明しておくが、こ

れは職員の出勤簿とか幼兒の出席簿とか往復文書處理簿等のように一年毎に更新する表簿についていつてゐるのであり、學校に關係のある法令とか學則とか職員の名簿等はその中の變更の部分を訂正加除して幼稚園の廢止又は閉鎖されるまで備えつけなければならないのである。

また學藉簿については、幼稚園が廢止又は閉鎖された場合は、國立又は公立の幼稚園ではその設置者が、私立幼稚園ではその監督廳が必ず保管しなければならないことになつてゐる。(學校教育法施行規則第十五條第三項)

8、維持經營上、その變更につき監督廳の認可又は届け出を要とするもの

(1) 認可を要するもの

(イ) 國立幼稚園の保育料の變更(文部省令第十八號)

(ロ) 目的の變更(學校教育法施行規則第二條)

(ハ) 名稱の變更(同右)

(ニ) 位置の變更(同右)

(ホ) 設置者の變更(同右)

(ヘ) 園地の増減又は園舍體操場等の増改築(當分の間)(學校教育法施行規則第百十條)

(2) 届け出を要するもの

(イ) 私立幼稚園の園長の變更(學校教育法第十條及び同法施行規則第十四條)

(ロ) 園則の變更(學校教育法施行規則第二條)

この中には「3設置する場合の手續」の園則中に列

記しなければならない事項の変更を含む

(ハ) 経費及び維持方法の変更(同右)

(ニ) 園地の増減又は園舎體操場等の増改築(同規則
第四條)これは原則としては届け出であるが當分の間は認可事項としている。

9 監督廳から變更又は閉鎖を命ぜられる場合

(1) 變更を命ぜられる場合

幼稚園が、設備授業その他の事項について法令の規定又は監督廳の定める規程に違反したとき、(學校教育法第十四條)

(2) 閉鎖を命ぜられる場合

(イ) 法令の規定に故意に違反したとき

(ロ) 法令の規定により、監督廳のなした命令に違反したとき、

(ハ) 六箇月以上授業を行わなかつたとき(學校教育法第十三條)

なおこの閉鎖命令に違反すると六ヶ月以下の懲役若しくは禁錮又は一萬圓以下の罰金に處せられる。(學校教育法第八十九條)

三、廢止の手續その他

1 廢止の手續

「國立學校……の外、學校の……廢止……その他監督廳

の定める事項は、監督廳の認可を受けなければならぬ。」(學校教育法第四條)

「廢止しようとする者は、廢止の事由及び……幼兒の處置方法を具し、監督廳の認可を受けなければならない。」

(學校教育法施行規則第六條)

「廢止又は閉鎖された場合には、國立又は公立の學校にあつてはその設置者において、私立學校にあつてはその監督廳において、學籍簿を保管しなければならない。」

(學校教育法施行規則第十五條)

とあつて、廢止しようとするときは必ず國立幼稚園を除いては監督廳の認可を受けなければならないことになつている。

この際は「廢止の事由」と「幼兒の處置方法」とは必ず認可申請書に添えなければならない。これは、教育が公共性を持つものであり單に一個人の考への下に自由に設けたり廢止したりすることを防ぐためでありまた通園する幼兒を不安から遠ざけ安心して教育を受けさせるためである。

ここに注意すべきは閉鎖と廢止との關係であるが、閉鎖は監督廳の一方的命令でなされる行政處分の一種であつて、廢止は設置者の自由な意志の下に決定されるものでその基礎において根本的に異なるものであることがある。

2 社會教育施設の附置等

「學校教育上支障のない限り、學校には、社會教育に關する施設を附置し、又は學校の施設を (五頁餘白)

フレーベル著

「リナは如何にして読み書きを學ぶか」(四)

— 楽しく忙しく動く子供達のための美しい物語 —

莊司雅子譯

リナは今まで——それを豫感することなく、況してもどう知つてゐるということ、更には何か或る一定の言葉で示すといふことは尙更出來ないのであるが、併し生活や行いや感情や情緒などにおいて——多面的な生命一致 (Lebenseinigung) にまで教育させていた。そしてまたこのように注意深い母に依つて、考え深く情緒に満ちた子供の中に、殆んど未だ衝動にまで至らない次のような微かな豫感が次第に育くまれるようになつた。即ち兩親特に留守中の父、その他のリナの愛する總てのもののために、永遠の神、即ち私達が受けをして楽しんでる一切の善きものをお與え下さる永遠の神に彼女が得させて上げたいと望むものを祈願するという豫感。そしてこのようにして母が昨夜の會話の最後に言つたことを想してこの出しながら、無意識にそして彼女自身にもやつと聽えるほ

どの無邪氣な言葉で、胸の中の希望を次のように言い表わした。「すべての善きものをお與え下さる神様、今日もまたお母さんや叔父さんが期待していらっしゃる喜びを、私がさしあげるこことが出来ますようにして下さい。」

元氣よくす早くリナは服を着換えた。心から熱心に育む母の愛が、子供にその日その日に就いてこんなことを教えた。即ち各々の日は彼女にとつて更に目に見えない祝福の源を示す尊敬すべき贋り物であるということを。そしてそのようにして簡単ではあるが榮養のある朝食を楽しくすませた。リナはすぐ昨日の母の最後の言葉を想い出し、元氣よく大事な本を持つて來ると、先づ第一に出来るだけその本の中にまだ残つてゐる他の大文字をしつかり認めようとした。

順々にそして實に色々の比較に依つてとうとう彼女はUの

中にEを、Pの中にBを、Oの中にOを、Dの中にOを、Sの中にGを、Aの中にRを、Hの中にMを、Mの中にMを、Nの中にRを、Wの中にRを、Vの中にRを、Cの中にGを、Gの中にEを、Eの中にEを、最後にZの中にもEを認めめた。

このようにしてまだ晝にならないうちに、リナは今まで自分と父との間で用いて來た全部の文字をその本の中に示すことが出來た。

母はまだ家事に追われていたために、家族部屋に來ることが出來なかつたが、併しリナは母の戻つて來るまで待つことが出來なかつた。リナは自分の大きな喜び——今まで彼女と父とが使つてた總ての文字を、彼女の大事な本の大文字の中に示すことが出來たという大きな喜びを知らせるために、まだ仕事の最中にある母を家中探し廻つた。

「すぐお部屋に行きますよ」と子供の喜びを共にする母が言った。

「たとえ若し今叔父さんが見えても、私は全部叔父さんにも示すことが出來ましてよ。だつて叔父さんは確かに私がもうお父さんの美しい本の中の大文字を、全部知つてなんて御存じないでしようし、またとも信じなきらいでしようから。もう叔父さんがいらつしやりそなものですのに。ほんとに今日は何時もよりもと長くいらつしやればいいわね。」「そうね、何時もよりそな長くいらつしやることは出來ないでしよう」と母は慰めるよう答えた。「叔父さんは屹度いちらしやるでしようから落着いてちつしやい。」

いよいよ待ち焦がれていた叔父がやつて來た。リナの眼差しの何と輝いていることよ。彼女は嬉しそうに父の贈り物を叔父に差し出しながら、彼女の昨日以來の進歩をすつかり叔父に話すことが出來た。

叔父はほんとにリナが熱心に勉強して得た喜びを自分も心から共にした。彼は更に次のことによつて少女の歡喜を一層高めた。即ち違つた頁のところやすつと離れた頁のところに同じ文字を、或る頁、而も同じ頁に多くの違つた文字をリナに探し出させたのである。

遂に愛する母もこの幸福な二人の仲間入りをした。彼女は心から彼等の喜びを共にした。母に近くよりそい、そして如何にも母から得たすべてのものに全力を注ぎつつ面ももつと多くを渴望しているかのようなその幸福な少女自身から来る喜びと同じほど彼女は叔父の心から來るその喜びをも共にした。リナも嬉しそうに輝いた眼差しを時々叔父の方にやつた。叔父の同情的な澄んだ輝きも、恰も彼女が心の中で欲しているものをもつと明瞭に示してやるような輝きであつた。

晝食が終るや否なリナは二つの寶物である本と父の手紙とを持つて、何時も食卓についたまま、尙暫くそのささやかな集いに留るを常としている叔父の側に掛けた。もう一度彼と共に兩方の文字を比較して、その類似點や相異點を見附けたり、認めたりする喜びを有ちたいと思つて。晝食後の一寸したおかたづけをしていた母も、間もなくこの楽しい集いの第三人目に加わつた。やがて三人に依つて一つの單純な包括

的な法則がそこにあるということが、はつきり認められた。

それに従えば先づ第一に普通の大きな活字は大抵直線から出来ているということ。つまり第一の真直ぐな線の文字は、第二では大抵曲つてたり、或いはたまに僅かに曲つた線であつたりする。そして第一の簡単に曲つた線は、第二においては非常に鋸歯状に而も偏した線に變つてゐる。併し両方の文字は、敢も内部の構造やその部分の組合せなどに従えば互いに全く一致してゐる。

こうしてリナは今や非常に早く大きな活字を認め得るようになつた。併しこんな時、リナは嬉しそうに振舞うよりは寧ろ不意に悲しそうに母の方に向つて、「でもお母さん、私は今だつてまだ本を讀むことが出来ないではありますか。だつて大文字なんてほんとに少ししかないし、それなどの言葉も何時もたつた一字しかついていないのです。(譯者註、獨逸語では文章の最初の文字と名詞の頭文字とは全部大文字になつてゐる)それに小文字はこんなにも澤山あるんですね。どうすれば私は今これらを全部覚えられるでしょう。ねえ、教えて頂戴。」

「心配しなくともいいのよリナ」と母は落着いて言つた。彼女が部屋にはいつて來た時から既にこの願いを豫期していた母は「此等の文字はリナが今まで既に知つてゐる文字よりも、そんなに多くはないのですよ。たゞほんの一三違うところがあるだけです。若しリナが今までと同じように注意深く自分でやればきっと此等の文字も全部らくに學ぶことが出来るで

しよう。」「さあ、これで私はもう明日の樂しみが出來た」と座席を立ちながら叔父が言つた。「今日はこれでお別れしなければならない。リナも知つてゐるようにお仕事があるからね。では明日も今日のよう樂しく會いましょ。」

「きつとね」と母が言つた。

「はいきつとよ!」と子供が言つた。「若しお母さんがまた助けて下さるならね。」

「ではお願ひ」とリナは叔父が出るや否なやそれだけ言つた。併し母はリナのこの「お願ひ」という簡単な言葉の意味を理解した。

「ではお母さんの側にお掛けなさい。お父さんの二つの贈り物を持つておいで。お母さんはほんの少しだけリナに話せば、十分ですよ。そうすれば間もなくリナ自身で出来るから。そしてその方が楽しいから。というのはリナは丁度今まで新しいことを實際見えますからね。何でも自分で學んだものは他人から學んだものよりも、もつと大きな喜びを得るばかりでなく、——というのはそんな時人は自分で活動するという快い力に満ちた感情が湧くばかりでなく、こうして學んだものは全部非常にたやすく見えますし、またたやすくそれを再び應用したり使つたりすることも出来るのですから。」

「では先づどの文字を初めに學びましょ。」

「ここにさがあるわ。」

「それではリナが今まで知つてゐる文字のうちで、どの文字か

ら直線が曲線に變つてゐになつたか言つてござらん。」

「ここ—Iからです。」

「そうです、おはまるでIから芽生えて來たようなものですよ。丁度種子から出て來た二葉か、それとも蕾から出て來た多くの葉のついた花のようなもので。併しリナはまたこんなことを知つてゐるでしよう。私達がほんとにもう何回も散歩の時や私達のお花を見ながら不思議に感じながら氣が附いたことだけど、何と澤山の葉や花瓣のある花や果物の花等が再び、ほんとに單純な種子に戻つて來るかつていうこと。まるで再び自分のうちに集結するように。ですからリナちゃん、ほんとに澤山の事物と同じように其等のものも先づ再び小さくならなくなつてしまふ。つまり彼等が眞に用いられることが出來る以前に、自己の中に收縮し集中しなければなりません。このように私達の大きな活字も同じことです。即ち其等が澤山の目的に用いられたり多くの喜び——此等は（讀むことに依つて）もともとそうするようになつてますが——提供出來るより以前に、先づこの裝いや飾りを自己の中に集結させなければならないのです。さあではもう一度見ましよ。」

「もう一度本の中を探してごらん。全部の小さな活字のうちのどれがほんとにごとIとを表わしてゐるか。」「この字だと思います。」

「全くその通りです。お前はご中の中の曲つてる全部の太い線や細い線や飾り等をIの中にも見附けることが出來ました

ね。其等の線は收縮して消えてしまつたのです。ただ上の飾りだけが自由に獨立してゐます。併しそれでも一つの小點に收縮してゐますね。さあそれではごとiとに就いて私達が見分けたものをもう一度較べてみましょ。そうすれば兩方の違つてゐるところと似てゐるところとが、お前に正しくはつきり生き生きとなり、同時にお前はそれを他の文字の中からも、更に見付けることが出来るでしよう。さあではどの小さい文字がごとiを表わしてゐると思ひますか。併し前からリナに言つたようにリナは澤山の飾りのものを切り離し、そしてただ主なものだけを摘まなければならぬのです。では曲つてゐる中央の線の外に、ほんとにごとiの主なものといえどもそれでしょうね。」

「その右側の小さい鉤は曲つた屋根のように、思われます。小さい左の上方に曲つてゐる線はきつと落ちて無くなるでしよう」「そうです。私もそう思ひます。」「では今度は小文字の中でどれが大文字のごとi一番よく似てるか探してござらん。」子供は本の中を試して見たり、較べて見たりして探した。そしてどこか疑わしけ風をして母を見た。同時に本の中のFを示しながら。

「さあ正しいかどうか見せて頂戴。第一に主な線はこれですね。ただ垂直に真直ぐに伸び、そして少し曲つてゐるだけですね。第二にここにも右に小さな鉤がありますね。曲つてゐる屋根のような主な部分もまだ残つてゐるわけです。ただ左の方のかさく曲つてゐる線が消えてるだけです。さあござらん。ほんと

に當りましたよ。小文字の「i」は大文字の「ビ」を示しているのです。」

「ではもう一つ大文字と同じ意味のものを、小文字の中から見附かるかやつて見ましよう。そしたら今日はもうこれで十分にしましよう。お母さんにはお仕事がありますから。私はのを考えて見ましよう。先づ前以てもの文字の「D」と何度も較べてごらん。どれが主な部分であるかを見附け、それから小文字の中から探し出すように試してごらん。」

長くはからなかつた。而もリナは前よりもつと確信を以てりを示した。

「ごらん今度もリナはほんとにたやすく而も早く見附けることが出来たでしよう。ほんとにお母さんは嬉しいのよ。だけど今度は更に三つの文字の「D」、「D」、「i」を互いに近寄せて、それが正しいかどうか見て見ましよう。なるほど正しいですね。主線はどの文字にも着いてます。第一の文字にはしつかりと曲つており、第二の文字では全然直線だし、第三の文字では両方の中間位ですね。曲つてる主な部分の主線もまた三つの文字では反対に上の方に第一の文字では下の方に曲り、第三どれにもあります。併し第一の文字では中位に、そして両方とも上から真直ぐではないですね。」

一では今日はこれぐらいでやめにしましよう。リナも知つてるように、お母さんは家のことに氣を配らなくてはなりませんから。併しリナちゃん若しリナがもつとしたいならきつとたやすくりナの知つてる大文字と、まだ知つてない小

文字との間に、更に澤山の似た點や同一な點を見附けることが出来るでしよう。そしてその見附けたものを明日お母さんに示してくれることが出来るでしようね。では好きなことをしてお遊び。」

「それなら私も一度幼稚園に行きたいのですけど、いいかしら。」

「ああいいですとも。お隣の小さいミンナちゃんをお誘いして一緒に行つてらつしやい。」

「ああ、そう出来たら嬉しいわ。小さいミンナちゃん大好き。ありがとうお母さん。」

一人の子供が手に手をとつて楽しそうに幼稚園に行つた。ついこの間まで二人が一緒に行つてた幼稚園に。二人の中の小さい方のミンナはまだ普通ぐらいの發達であるけれどリナはこれに反して屢々父の留守の間、母が彼女をよく見てやることは出来ただけで、もう幼稚園よりも遙かに進歩し、そして長く待ち焦がれていた父が歸へれば、もう小學校に通わなければならなくなつた。

さて彼女の幼い遊び友達や仕事の仲間にとつて、彼等が愛していたものが、仲間からこんなに長いこと（彼等にはそう思われた）離れた後に、再び會うことは何という嬉しいことであつたらう。そしてリナもまた彼女が嘗て屢々仲間にない、そこで實に屢々榮しく朗らかに過したその集いに加わつて如何にも幸福そうであつた。

彼女がその間、家で何をしていたか、また何をしつつある

かに就いて、方々から尋ねられることは全く自然なことでは

なかろうか。保母も喜んで、リナに此等の問い合わせに答えることを許した。それに依つて幼い聽き手達は、如何に子供は家庭

でも活動しているか、又如何に善い子供達はこんなにも活動的であるかを聞くことが出来た。というのは保母は家庭におけるリナの活動を知つてたから。

併しリナは先づ第一に何に就いて話したか、先づ彼女の美しい本に就いて話した。——彼女の心はそれに就いて一杯だつたから、彼女が旅行中の父に手紙を出したので、父が彼女に送つてくれたその本に就いて。

「手紙を書いたんですつて！」と聞いていた子供達が驚きの眼をして叫んだ。「何處で習つたの？——誰が教えてくれたの？——どんなにして教はつたの？」これやあれやの質問が

一度に彼女におしかかつて來た。彼女は先づ最初に母がどんなにして棒片で自分の名前を並べることを教えてくれたかを話した。「やつて見せて頂戴。おおやつて見せて下さらない？ どんなにして棒片であなたのお名前を並べるかを。」

「そうです」と子供達の会話を静かに聞いてた保母が言つた。そして再びどのようにして子供達が無意識のうちに子供達を教え、また喜んで子供達から学ぶかを確かめた。「そうです。」それを私達にやつて見せて下さいね。私達は圓形並べの棒片を有つてますから丁度好いですね。さあ机の眞中にいらつしやい。そうすれば他の方もよく見えますからね。」

そこでリナは彼女の名前を並べて小さい友達に見せ、それ

の符號iとa、Lとnとを示して見せた。

「私の名前も並べられるの？」とすぐ傍に立つてたミンナが甘えるように尋ねた。

「えゝわけないわよ。」とリナは言つた。「きいてごらん、あなたのお名前は私の名前と殆んど同じように響くから。ミンナ、リナ、そら初めの音だけが違つてるでしよう。そして真中の一つの音が重なつてゐるようになれるわね。だからただ初めの符號が違つてると眞中の符號が二重になつてるだけのことね。このようにしてリナはたやすく棒片でミンナの名前

をも並べることが出来た。

「ああ私達もみんな自分の名前だけでも並べられるといいわね。」と全部の大きい子供達が叫んだ。

「私達にも教えて頂戴ね。」

「ええ、でも先づ初めに自分の名前を正しくはつきり發音してから、その一つ一つのものを見附けるようにしなければならないのです。こうなのよ、先づ名前の中の開いた音と閉ぢた音とを區別し、そしてそれぞれの音に就いて適當な符號を覚えることを學ばなければならぬの。これはでもお優しい園丁さん（これは子供達が彼等の親愛なる保母を喜んでこのように呼び、逆に保母はまた子供達を植物や花にたとえて呼んでるのである）が、きっと喜んでみんなに教えて下さるでしょうよ。丁度優しいお母さんが私に教えて下さつたように。」

「ほんとにそうしましようね。」と嬉しそうに園丁さんは優

しく答えた。「ただ私達は先づリナちゃんが私達に言つた一つのことを異さなければなりませんね。つまり先づはつきり自分のお名前をよく響くように言はなければならぬつてことですね。」

「はい承知しました、そうしましよう。」彼女の言つたことを理解したすべての子供達が言つた。その中の二三人は可愛らしく園丁にすがりついてゐた。その他のものは樂しそうに幸福な少女リナの澄んでる眼を嬉しそうに感謝の心で眺めていた。その中の二人はその健康な腕で、今や早くも行こうとしている友達の頸に頼むようになきついた。

「いいえまだ行つてはいけないわよ、リナちゃん、ねえ、そうちやないこと？」と一同が向きを換えて乞うように優しい保母に尋ねた。彼女に依つて子供達の希望が確實に成し遂げられることになつてはその保母に。「ええ、でもリナちゃんの好きなようにさせなくつてはなりませんね。」と彼女は答えた。そしてリナが答えるより前に、もう他の子供達は、彼等の好きな遊戯である「小鳩」の圓に寄り集つた。そして間もなく第一・第三の遊戯が續けられた。それでもリナは眞面目に歸り仕度をした。彼女と特に親しくしてゐた二人の少女はもう一度彼女を抱き、そして頬に接吻して言つた。「すぐまたいらつしやいね。今日はあなたは私達にいいことを持つて來て下さつたわ。」「そうだよすぐまたいらつしやいね」と五歳ぐらいになる健康そうな力強い男の子の聲が繰返えされた。彼は同年輩の一二三の友達と一緒にこの小さい先生の静か

な聽取者でもあれば、考え深い傍観者でもあつた。
そして殆んど知らず識らずに頭で愛想のよい「はい」をうなづきながら、リナは戸を締めて消えて行つた。といふのは彼女自身殆んど無意識ではあるが、子供達の注意が（一つの発展は常に他の發展を要求するから）彼女の心の中に、家での希望と期待とに對しても努力しようという、一つの熱望を惹き起さしたからである。

「さあごらんなさいよ」とあらゆるものを利用して幼兒達を彼等の周囲の生活現象の觀察へ、時には自己の生活と行爲とに関する注意に導こうとしていた無邪氣な園丁さんが言つた。

「ごらん！ 何と美しいことではありませんか。若し人が何かを知つていて、そしてその上それを人に教えることが出来た時、何と素晴らしいことでしようね。リナちゃんは皆さんの中の一番大きい方よりも、ほんの少し大きいだけですよ。而もつい曹らく前までは皆さんや私達全部の遊び仲間だつたでしょう。それなのに、もうリナちゃんは今いらして私達に大へんいいことを教えて下さいましたね。ですから皆さん、人は注意と熱心とさえあれば、たとえまだ小さくとも、更に他人のために大切なものになれるということがあ解かりになつたでしよう？」（つづく）



保育關係文献解説(二)

教育研究所
養育部 竹田俊雄

三 幼兒心理學を中心として

山下俊郎
昭和十三年 B6 四一〇頁 三〇〇圓
巖松堂

守屋光雄
昭和二十四年 A5 四三六頁 四三〇圓
白井書房

乳幼兒の心理的發達を母親および保母のために叙述した教養向、一般向の書。こどもを育てるためには愛とともに智を要すること、乳兒期や幼兒期がこどもの心の發達のためにどのような重要性をもつているかを強調して、教育的な立場から兒童心理學を扱っている。序論に續いて、乳兒の心理の篇では、新生兒・感覺生活・運動能力・感情生活・知能についてくわしく述べて、乳兒の心理的特徴を明らかにし、次に幼兒の心理の篇では、運動能力・言葉・空間・時間および數の觀念・記憶および注意・思考・創作・情緒生活・好奇心および興味・社會性・遊び・習慣・道徳など各方面にわたつてその心理と導き方とを説いて、幼兒の心理の根本的特性を擧げている。更に幼兒の精神検査の篇では、精神検査についての

解説とこの書が發行された當時現行の幼兒知能検査が掲げられている。著者は長く愛育研究所員で現在は東京家政大學教授、この書はわが國最初の幼兒心理學書としての地位を占めている。

著者は京都市兒童院で研究と相談に從事

している人である。

三木安正

幼児の心理と教育

昭和二十四年 B6 一一〇三頁 一五〇圓

國土社

かつて愛育研究所員であり、現に文部省や國立教育研究所に勤務する著者が、幼児の問題に觸れて得た豊かな経験に基いて書いたもの。ある農村での保育の実験・幼稚園保育所の教育と家庭教育・「しつけ」について・幼兒期の精神發達の様相・生長發達の段階・いろいろな子供・家庭の教育・幼稚園の教育・児童の福祉など十章から成っている。最近の幼兒教育の方向を知ることのできる教養向の書である。

東京文理科大學内児童研究會編

児童の行動と發達（上）

金子書房

昭和二十四年 A5 三二三頁 二七〇圓

「児童心理叢書」の第二卷であり、次の七篇が含まれている。
佐藤幸治 人間生涯の心理學的經過とその段階

竹田俊雄 幼児の心理
依田新 學童期の心理
桂廣介 青年期の心理

前川翠雄 身體發達について

牛島義友 社會性の發達
松本金壽 學童の言語發達

竹田俊雄「幼児の心理」の篇では、乳兒から就學前までの

児童を、新生兒・乳幼兒前期・乳幼兒後期・一歳兒・二歳兒・三歳兒・四歳兒・五歳兒と年齢別に考察して、その行動の特質を述べている。前川峯雄氏および牛島義友氏の論文もそれぞれ乳幼兒期の身體發達や社會性の發達について詳しく述べている。幼児心理を一層研究しようとするものための教養向ないし専門向の書。

また依田新「學童期の心理」、柱廣介「青年朝の心理」の二篇は、別に述べるように年長兒童まで取扱う兒童神社法による保母のためには、かつこうの概論書である。

同上

児童の行動と發達（下）

昭和二十三年 A5 三三四頁 二六〇圓

「児童心理叢書」の第三卷、次の六篇から成っている。

三好秘

性的差異の心理

阪本一郎

興味とその發達

森脇要

幼児の言語發達

柴山剛

思考の發達

小田信夫

描畫の發達

宮城延太郎

數觀念の發達

岡宏子

描畫の發達

この中、森脇要氏はもっぱら幼児の言語について、岡宏子氏は主として幼児の描畫についてその研究したところを中心として述べてられるし、柴山剛氏および小田信夫氏等は青

年期までは扱つてゐるのであるが、それぞれ幼児の思考および幼児の數観念について詳しい説明がなされている。専門向。

武政太郎

最近發達心理學（上）

世界社

守屋光雄 兒童心理學研究
中野佐三 兒童の思考心理
東京文理科大學內
兒童研究會編

京都印書館
金子書房

兒童と社會生活

金子書房
(兒童心理叢書第七卷)

殊にその中の諸篇
後藤岩男 社會的行動の發達
矢田部達郎 兒童の言語
比叡書房

金子書房

四、兒童および青年の心理

註——學童の心理および青年の心理は乳幼兒の保育に從事するものにとつては直接の關係は少いが、兒童福祉法による收容施設等で保育に從事する保母は、これを研究しなければならないから、ここに参考になる書名を簡単に掲げることにする。

青木誠四郎
兒童心理學

昭和十一年(初版) 昭和十五年(改訂)

莊文社

A5 四一六頁 三三〇圓

個人の發生から青年までの心身の發達を、人と生活環境との機能的體制が新たになるものという見地から考察したもので、この上巻では、發達の概念からはじまって、胎兒、乳兒、幼兒までを説いている。資料として内外の文献、殊にわが國の兒童心理學に関する主要な論文や著書をほとんどくまなく取上げていることが、この大冊の一つの特徴であつて、巻末附録の一〇八に及ぶ發達心理學文献集とともに、兒童心理學を深く研究しようとするものにとつては非常に便利な書物である。第一篇總論は、發達心理學の問題と方法、發達心理學の對象としての發達概念、行動の發達における機能的根據、心的體制、環境體制の五章より成り、第二篇胎兒および

乳兒では、胎兒・神經系の發達、新生兒・乳兒、その移動、手および腕の運動、智的發達、情緒反應、社會的行動等について、第三篇幼兒では、幼兒期・運動・知覺・思考、はなしことは、記憶、情緒、社會的行動、幼稚園兒の知的行動等について論述されてゐる。専門向。

なお次のいくつかの書も幼兒心理學を専門的に研究しよう

とするものに大いに役立つであろう。

守屋光雄 兒童心理學研究
中野佐三 兒童の思考心理
東京文理科大學內
兒童研究會編

京都印書館
金子書房

金子書房
(兒童心理叢書第七卷)

金子書房

年の精神の七章より成り、附録として幼児の習慣調査法その他が添えられ、幼児期と学童期についての叙述が全體の主要部分を占めている。教養向。

波多野完治
兒童心理學入門

昭和二十四年 B6 三四八頁 一五〇圓

金子書房

學童の心理、兒童の自然觀、兒童の道德觀、入學前後の數觀念の四篇より成り、學童の心理では「學習指導要領(一般編)」の學童の心理の部分を著者一流の筆致でたくみに解説し、自然觀と道德觀はピアジエに従つてこれをくわしく述べて兒童のアニミズム、規則や罰や懲らしめ方を明らかにし、數觀念においては數行動の發達をテストにあらわれた例などを示しつゝ説き進み、なお數形の問題を取り上げてある。著者は第二篇以下がそれぞれ小學校における理科、社會科、算數の指導の参考になることを意圖しておられるが、幼児後期から十歳ごろまでの兒童を扱う保育者が、おとなと違うこどもというものを理解するにはよい教養向の書である。

達として、自我意識の發生(反抗)、自我意識の昇揚(感情)、自我意識の分化(理念)、自我意識の社會化(職業)・第三篇社會意識の發達として、社會意識の再出發(孤獨)、社會意識の深化(エロス)、社會意識の擴大の各章の下に、著者の研究の成果が體系的に述べられている。資料となつたものは女子學生の自敘傳が多いが、青年期の心理の特質がよくうかがわれる。専門向。

なおこれらの外に次のようなものもある。

波多野完治 兒童心理學 同文館
青木誠四郎 青年心理學 朝倉書店
桂廣介 青年心理 國民教育社
岡本重雄 若き日の自我像 羽田書店

五、特殊兒童の問題

註——乳幼兒保育施設にも心身の發達や狀態が特殊なこどもがあり、環境上特に注意しなければならないことがいる。兒童福祉法の精神薄弱兒施設、教護院、療育施設、育養施設、乳兒院、養護施設等がそれぞれいろいろな意味での特殊兒童を對象としていることはいふまでもない。保育に從事するものはこのよくななども達の心理と指導について知ることもまた大切なことである。

牛島義友
青年の心理
昭和十五年 A5 一八二頁 三五〇圓
巖松堂

東京文理科大學
兒童研究會編

この書は三編十章より成り、第一篇序論として、青年期の研究、青年期の意義・精神構造の展開、第二編自我意識の發

特殊兒童の心理

金子書房

昭和二十三年 A5 二七五頁 二〇〇圓

「児童心理叢書」の第五巻、次の六篇が收められている。

後藤 岩男 精神薄弱兒

森 重敏 優秀兒

西谷三四郎 性格異常兒

植 松 正 犯罪少年の心理と教育

榎 原 濟 盲兒の心理と教育

川 塞 英次 聾兒とその指導

これら特殊な子どもの心理と指導についてひろく知ろうとするものにとつて讀まれるべき専門向の圖書である。

PTAシリーズ

困った子どもの問題

新經營社

昭和二十四年 B6 一三八頁

九〇圓

問題をもつ子どもの原因と扱い方とを説いたもの。幼年期の問題は山下俊郎氏が、學童期の問題は竹田俊雄が、少年期の問題は森田宗一氏が、分擔執筆している。身體上の問題、性格的な問題、知能に關係のある問題などいろいろな問題がどうして起るか、またどうしたらよいかを各時期について一般向、教養向に述べている。

特殊教育研究連盟編
精神遲滯兒教育の實際

昭和二十四年 B6 一七七頁

牧書店

昭和二十四年 B6 一一〇圓

三木安正氏を中心とする特殊教育研究連盟が、各地における精神發達の遲滯していることと達のための教育の現況報告を集録したもの。まえがき（三木氏）、愛はおしみなく（三木編）、特殊學級の諸形態（七篇）、特殊學級の教育（五編）、個人的指導記録（二篇）がその内容で、この貴重な記録はこの種の子どもの指導を助けることが大であろう。専門向。

外林大作
児童心理学

昭和二十三年 B6 一〇〇頁

銀杏書房

昭和二十三年 B6 一〇〇頁

一五〇圓

この書は、児童畫と智能というサブタイトルをもつていて、よう、普通の形の児童心理學書ではなく、行動について、描畫の變容、描畫と智能、精神薄弱兒と智能の四章より成つていて。主として精神薄弱兒を扱いながら、心理學一般の理論的なものを求めているので、新しい心理學によつて明らか

青木誠四郎
精神薄弱兒及中間兒童

昭和二十三年 B6 一一九頁

壯文社

二〇〇圓

青木誠四郎

精神薄弱兒及中間兒童

昭和二十三年 B6 一一九頁

壯文社

二〇〇圓

精神薄弱兒や、それと正常兒との間の、知能指數でいえば七〇——九〇の中間兒童がどのようなものであり、どう教育すべきかを明らかにしている。まず個人差を序論とし、精神薄弱兒及中間兒童、その生活障礙、その鑑別、身體、精神、發生原因、教育の各章が展開されている。専門向。

にされた精神薄弱児というものが理解されよう。専門向。

精神薄弱児については、次の文献も興味深く読まるであろう。

あろう。

戸川行男 特異兒童

古武彌正 譯 アザエロンの野生兒

後藤岩男 異常兒の記録

田村一二 忘れられた子等

木田文夫

虚弱病弱兒童の教育

昭和二十四年 A5 二二六頁

金子書房

小學生や中學生の一割以上を占めると見られる虚弱なこど

もや病弱のあることの特質やその対策について説いたもの。

。ここに扱われている範囲は、不良體格、腺病質、結核要

注意、神經質、偽結核症狀、偏食、ひきつけ、目まい卒倒、

頭痛痺、胃腸異常、性的惡癖、指なめ等の惡癖、夜尿症、か

ゆがる等の癖、心臟異常、漏斗胸や肢體不自由、てんかん氣

質等で精神薄弱、假性低能、性格異常にも少しく觸れてい

る。よわい小中學生の養護教育のために書かれたものである

が、このようなことを扱う保育者にとつて参考となること

がきわめて多い。著者は日本醫科大學にある醫博。教養向。

大阪市民援護會編

子供の不眞化はどうして防ぐか

大阪市民援護會

昭和二十三年 B6 五一頁 一一〇圓

アメリカにおける兒童福祉事業の實驗を紹介したもので、

要保護兒童を如何にして早く見出すか、兒童の問題を如何に

解決したか、要保護兒童の缺陷は何處からくるかの三章から

成つてゐる。一般向、教養向。

警視廳保安少年部少年第一課編

少年の補導 昭和二十三年 A5 一五二頁 非賣

警視廳

浮浪兒の保護と指導 昭和二十三年 B6 一九四頁 一一〇圓

浮浪兒とはどういうものか、どのように扱うべきか、その

實態と保護、指導について、兒童相談所に勤務してゐた著者

が書いたもの。保護所や養護施設等の保母の讀むべきもの。

専門向。

大宮錄郎

浮浪兒の保護と指導

昭和二十三年 B6 一九四頁

中和書院

浮浪兒とはどういうものか、どのように扱うべきか、その

實態と保護、指導について、兒童相談所に勤務してゐた著者

が書いたもの。保護所や養護施設等の保母の讀むべきもの。

山下俊郎

一人子の心理と教育

昭和二十三年(再刊) B6 一四七頁 一一〇圓

巖松堂

一人子はどんな問題をもつてゐるか、その特異性の心理を

いろいろの面から検討し、それを教養する態度の問題、社會生活をさせるについての問題をくわしくのべ、一人子の教育原理をかけて、一般兒童の教育と對比している。一人子はどこにでもいることが多いものであるから、幼稚園・保育所の保育者の教養向の書として擧げる。

發行所所在地

巖白	井	子	松	東京都千代田區神田保町二ノ二
國金	土	書	堂	東京都千代田區神田保町二ノ二
世	社	房	京	京都市左京區北白川京大北門前
比	都	印	東	東京都文京區高田豐川町三七
壯	印	書	東	東京都文京區大塚坂下町一五五
同	書	房	京	東京都文京區音羽町三ノ一九
朝	館	館	都	京都市中京區押小路通馬場東入新橋町
國	倉	店	東	東京都中京區二條堀町
羽	文	社	東	東京都千代田區西神田二ノ二三
新	文	社	東	東京都千代田區神田神保町一
牧	經	書	東	東京都千代田區神田錦町
銀	營	房	東	東京都千代田區上目黒二丁目
目	黑	店	東	東京都千代田區神田駿河臺三ノ四
杏	書	店	東	東京都中央區神田駿河臺三ノ一
書	房	店	東	東京都新宿區揚場町一
店	東	東京都文京區駒込林町一七二		
	東	東京都千代田區神田駿河臺三ノ一		

(三二頁より) 質の向上に重點 以上、今年の統計にあらわれ置くように考慮されたいと想た幼稚園の園數・幼兒數・教員數います。この統計では他の學校の上から知り得た現況の大略を以比して非常に教員の程度が低述べてみましたが、これに示さしいといわれるものは一體もつともれているよい傾向も悪い傾向もあるといわざるを得ません。ただ結果の數を示しただけで決幼稚園は幼兒を扱うのであるしてこれらについて解決は與えから教員も程度が低くてもよいてくれていません。といふ理由はありません。幼兒これを解決してくれるのは實期の教育こそしつかりした基礎に今後におけるみなさんの努力の指導のできる教員が必要なのであります。この統計をでありますから、新しく教育職一片の集計としてみれば何でも教員許証が制定された際も幼稚園の教員の身分は嚴重に規定されたりますから管理者も生きた資料となることは間違い教員も大いに教員の資質といふことがありますがその中にないことについては考えなければなりません。(文部省初等教育課事務官) らない點であると思ひます。

丘書房 大阪市北區高垣町九九
講談社 東京都文京區音羽町三ノ一九
冬芽書房 東京都文京區關口水道町十三
大阪市民援護會 大阪市北區大阪市役所内
警視廳 東京都千代田區霞ヶ関一ノ二
中和書院 東京都千代田區神田猿樂町一ノ三



子供讀歌（四）

倉橋惣三

三 子供道樂

1 實驗室外の街の子

子供道樂という言葉は頗る禮當でないかも知れない。元來道樂という語義がどういう意味か知らないが、こゝでは道で楽しむと読んで貰いたい。元來ひとりつ子であつた彼には弟も妹もない。幼少の子供と楽しむには、自然、家の外のほかはない。道で楽しむということにもなる譯であつた。

彼は角帽のまゝ、よく淺草公園に出かけだ。彼自身が子供の時、公園近くの馬道小學校にいたことのある淺草趣味（？）もあづかつていてかも知れないが、當時の淺草公園は極めて無邪氣な子供の世界であつたから、子供と楽しむには最も格好の場所だつたのである。先づ商店のおもちや屋に軒並み母親の袂をひつぱつている子供ら。仁王門から御本堂につゞく鳩の群れに豆をまく子供ら、階段を左におりて瓢たん池に沿うてゆく道の砂繪、いあいぬき、ゴム管を一人々々耳にあてゝ聞く蓄音機、それから、花屋敷の大看板、その後に高い十二階、また左へぞろ〳〵と廻つて、江川の玉乗り、色幕をあけたりさけたりしながらブカ〳〵ドン〳〵はやし立てるさま〳〵の見せもの。今のような大げさな映畫館や、醜いエロ看板などの一つもなかつた、上品とはいえないが、たわいないチルドレンスコーニー・アイランドであつた。彼は如何にチャイルヂッショとはいえ、そうした見せものそのもののファンというのではなかつたが、それを楽しむ子供らの群に交つて、ふんだんに子供を楽しんだのである。サークスでは子供らの席の隣

の椅子を選んでは、いつしよに手をたゝいた。十一階では貸し遼目がねを子供に又貸しては、あすこに帶の様に流れるのが隅田川、そのすつとさきに霞んで見えるのがお臺場、坊やのあうちほどの邊だらうねなんかと、説明掛を買つて出でては子供らと話をした。どの子供も親がついているのだから、やたらに話しかけることもできない。そのきつかけを作るには一通りならぬ苦心もあつた。角帽のおかげで人さらいとは思われないだらうが、さつさと子供の手をひつばつてゆく若いお母さんなどは、屢々にが、手であつた。雷門の角のおこし屋で仕入れて來た用意の献上ものも、なかへく受取つてくれないし、そうかと思うと、飄たん池の鯉にやる歎を子供らに配つて、道樂資金をはたかせられることもある。パリの公園を散歩するのに、いつも子供にやる小さい飴菓子をポケットに忍ばせていたという或る文豪の話を後に讀んだことがあるが、それは子供らを喜ばしてやろうという心、彼のはそれを手づるに子供と楽しもうといふ下心が混じているのだから逸話にもならない。が、そうした淺草公園の午後は、彼にとつて、仲店裏のうめぞのぜんざいよりもスキーートなものであつた。

當時（明治の末）の東京には、子供向きの娛樂の機會がいろいろあつた。というよりも、おとなとの娛樂が子供にも適したといつていいかも知れない。おとなと子供と共通の娛樂ということは、現代のレクリエーション論として一つの問題になるが、特におとなだけの慰安は別として、社會的には、それが共通でもあんまり差支えない程度に、おとの娛樂に稚氣が多かつたのである。或は、當時の社會的の娛樂の客寄せの主な對象は子供で、おとなは子供のつきそい、同伴者、更に往々、子供をだしに使つて樂しむ子供のような大供であつたと見れば、むづかしい問題もあるまい。その、つきそいでも同伴者でもない、又必ずしも、子供をだしに使うてぶらつく興太郎でもないが、そうした機會を拾つては、街の子供と樂しみを共にしに出かける彼であつた。彼も。

年がら年ぢゆう、子供にとつて魅力であつた淺草は別として、常設的でなかつたことも當時の子供娛樂の特色であつた。それがレクリエーションといふことかどうか分らないが、一段のたのしみを添える要素であつたことは確かである。少くも、子供らはそれを待ち樂しみ、迎え樂しんだ。彼も。

そのいろ／＼の中でも、毎年彼の子供道樂を満喫させたところの一つは、九段の招魂祭だつた。當時、神田明神さまでも、赤坂の氷川さまでも、御祭禮といえは、子ども相手のおもちや店、駄菓子店、とり／＼の見せもので賑わうこと、村の鎮守祭りと全く同じ光景であつたが、こゝ九段の官幣大社靖國神社の祭典も全く同様であつた。石の大鳥

居から正面本殿への兩側は、賣りもの店にしても、たべもの店にしても、てんと張りの見せもの小屋にしても、とても東京市麹町區とは思えない田臭に充ちたものばかりで、従つて御境内どこへ行つても日なた臭い子供臭が漂つていた。猿芝居の忠臣蔵、山雀の藝當の葛の葉などは、動物愛護論は別として子供らといつしよに鑑賞（？）していく至極くほゝえましいものであつた。但し彼の目はそれらの劇藝術よりも、それを觀てゐる子供らの顔の方に向つているのだから、實は子供らの喝采に倣つて喝采する間のぬけ方だつたが、それにしてもおとなよりも子供の方が、舞臺のエテ太夫やヤマガラ嬢の藝道修業に深く感心し、且つ小動物の生活苦に切に同情することの、如何に顯著なのが驚嘆させられるのが常だつた。

斯うして、彼の子供道樂は、いつまで續いたか、どの位の範圍に擴がつたカルボルターデュは残つていないが、ラボラトリの實驗機械の前に置いてみるのとは別の、自然のまゝの子供を知る機會であつた。人生到るところ子供あり、子供のいるところ幸福と歡喜ありだ。

2 一年志願兵と村の子

彼は都會育ちである。農村の子供の生活を知らなかつた。それが圖らず村の子に多く觸れることができたのは不思議な御縁からだつた。彼は大學を卒業した年の暮一年志願兵として入隊した。その一ヶ年は兒童研究者として空費に似たものだつた。フレーベルは軍旅に従つたとき、生涯の幼兒教育協同者ミッテンドルを得た。彼は入隊したゞけで、眞剣の戰争に參加した譯でないから、そうした眞剣の報酬を與えられなかつたのも仕方がない。しかし、人生到るところ子供あり、子供のいるところ幸福と歡喜ありだ。

子供は兵隊が好きだつた。軍國主義的理想的の一つのあらわれだつたかも知れないが、心理的解釋を試みてみれば、兵隊（軍人として立とうとするのではない只の兵隊さん）は、その期間しやばの俗氣を離れた虛心坦懐の心境にあつた。それを少しきどつていえばインノセンスである。インノセンスは子供の心である。そこに兵隊が子供に好かれるとのポイントがあつたのであろう。虛心坦懐は風流の道でもある。彼は此の期間ほど和歌を澤山詠みすてたことはない。軍歌を唱いながら和歌をつくり、直立不動の姿勢で腰折れをつくるのは似合わしからぬことのようだが、敵襲の心配のない歩哨の稽古に立つていながら、目の前に刻々と色の變つてゆく、春の曙の富士の美しさを見たり、黙々と

歩いてさえいればいゝ月夜の行軍演習に、すゝき廣野の秋の白露にぬれたりしながら、呼吸が何ごとろなく三十一文字のリズムになつたとて、咎められることではなかつたろう。又、村はづれでの演習の休憩中に寄つてくる子供らと同じインノセンスで話をし、里の農家に宿營の夜、障子の破れ目からぞく幼い子らを呼び入れて遊んでやつたがらとて、別段軍律に反したのではなかつたろう。その他、野外演習中の晝食や休憩の時間は、いつでも村の子に包囲されていたといつていゝ。

村の子らは、初めのとつつきは悪くとも、眞純だ。口はまづいがこつちの話はよく聞く。作法はないがデリカシーがある。お、う、ようでもないがこ、すくはない。尊敬ということはよく知らないが、人を馬鹿にするということはない。それよりもかによりも、神經がびり／＼していい。——彼は村のおとな、いわゆる朴訥、正直、眞實には屢々眉につばして警戒することを忘れない。しかし、村の子供は垢つぼい顔に、しみ／＼ときれいな目を見つめることが多い。おとなのは眞の洗練を経て初めてあらわれるが、子供の美はナイーブそのものにあるということを、兵隊さんとして交わる村の子において、つく／＼思つたりした。そうして、町の子と村の子と、子供として勿論かわつたことはないが、村の子の方が子供として幸福なこと、村の子にこそ『おさなごの貴さ』が見出されるのではないかと思つたりした。更に、町の子ばかりに接していると、最も生の子供というものを見失つたり、見そくなつたりさせられるくもりが、われ／＼の目に起りかねまいと思つたりした。

序に、彼の聯隊生活の記憶の中には、見習士官になつてから、度々将校集合所で、将校婦人會のために、児童心理に関する講演を命ぜられたことがある。これは子供道樂の思い出とは別の項に屬するが、歩兵操典や圖上戰術で油をしぼられるのとは、ちよつとちがつた『學科』だつた。夫人達が母としてかわりないことは素よりとして、日頃いかめしい佐尉殿を、いゝお父さんとして想像してみ得たことは、坊ちゃん娘ちゃん達のおかげだつた。

街の子でも村の子でも、可愛いさにおいてかわりはない。環境による表層の相違はあるとしても、子供は常に子供だ。たゞ、こつちが子供のような心で接すれば、どんな子供も子供というものを打ちあけて見せてくれる。児童研究の實驗室や、児童教育の教室のほかに即ち學者や教師としてゞなしに街の子や村の子と道で樂しんだことは、彼にとつて捨て難い意義をもつた。幾度も繰返してきざに聞えるかも知れないが『人間到るところ子供あり』今人々は思ひ出せない途上の子らと野原の子らよ。君達をも、この讃歌のうちに忘れてはなるまい。

統計にあらはれた 幼稚園の現状



玉 越 三 朗

統計上から見た幼稚園については、先生方にはあまり関心は超らないと思われますが、數の上にあらわされた幼稚園の姿は大體どんなものであるかを知つておくのもむだではないと思ひ参考のためにここに掲げてみます。

(表参照——備考として)、各年度における

基礎數は、學校基本調査によつた。二、昭和二十一年度は法制上「養護助教諭師」の各種

はなかつたので項を別に作らなかつた。三、休園中の幼稚園は實數には計上しない)

先づ園數から見ますと、本年度は一、七八六園で幼稚園の最も普及した昭和十七年の二・一三園には及びませんが、戦前における幼

稚園發表の中期とも見られる昭和八年(一、七八四園)とほど同數を示しております。こ

の一年間の増加園數を見ますと別表のとおり

二五七園で、その増加實數において最近にな

い大きい數を示しています。これを戦前に比

べてみると昭和九年から同十七年までの八

年間に増加した園數と同數であり、戦後も昭

和二十一年から同二十三年までの二年間に増

加よりも更に多い數を示しています。その増

加率を見ますと一六、八一%で過去二十年間

(昭和四年から同二十三年において最も高率を示しています。増加の内容を見ますと私立

幼稚園が最も増加——一八一園、二二・七七%

であります。ここで氣のつくことは戦前戦後
の園數の増減の率は私立幼稚園の増減にかか
つてゐることであります。

國立及び公立幼稚園の増減は戦前戦後にお

いても大差なく、戦時の減少は私立幼稚園

の減少にもとづき戦後の増加は私立幼稚園の

においてもその困難を押し切つて現在まで繼

続していることを物語つて、いますが、今後は

公立幼稚園も大いに普及發展させ平均した増

加率を示すことが幼稚園の健全な發展の基礎

であると思ひます。

幼兒數について見ますと、今年は二二八、

八〇七人で幼稚園發展の経頂である昭和十七

年の幼兒數二〇七、五八九人より二一、二一

八人も増加しています。これは公立私立幼稚

園ともに施設の確保に困難なため施設の増加

をはかることはできないが最近の父兄の希望

に幼兒の入園をことわりきれず各幼稚園とも

相當無理な収容をしていることが如實にうか

がわれます。從來樂であるといわれていた私

立幼稚園でも昭和十七年には一園平均九八人

が今年は一六人に激増しています。またそ

の増加率を見ましても施設の増加率二二・七

七%に對して幼兒の増加率は二三・二六%を

一、昭和二十四年度（昭和二十四・四・三〇）

区分 園數	總計 園長附屬 主事舍む	教		員		教		組數	幼兒		兒		數	一幼稚 園當り	一幼稚 園當り	一組當 り幼兒 數	一組當 り助教 數	教員 （助教員 数）	
		教諭	助教諭	養護教諭	講師	その他の 教員	男		男	女	兒	計							
國立	三	二五	元	八五	七	三	一	四	七	六	一、四六	一、四六	三	二、八五人	三、二八人	一・〇七人	三・〇八人	三・〇八人	
公立	七四	三、五三	七〇	一、三四	一、三五	奥	三	三	毛	二、四九	毛、三	毛、三	毛、三	二、〇八人	三・一四組	一、五二人	一・一〇人	四・〇〇人	
私立	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	
計	二七六	八、四三	一、七六	三、四一	二、六六	七六	六六	六六	毛	三、五五	毛、三	毛、三	毛、三	三、〇八人	三・〇九組	一、五〇人	一・一〇人	四・三三人	

二、昭和二十四年度と昭和二十三年度との比較増減（一は減）

區分 園數	總 計	教		員		數		組數	幼		兒		數	一幼稚 園當り	一幼稚 園當り	一組當 り幼兒 數	一組當 り助教 數	教員 （助教員 数）							
		園長附屬	主事舍む	教 諭	助教 諭	養護 教諭	同 助 教 諭		男	女	兒	計													
									男	女	兒	計													
國立	一	一	一三	一四	一三	二	〇	一六	五	一六	一三	一三	一三	〇・三三%	一八・六六%	一・九九%	一八・四四%								
公立	七	四〇	七	三五	三五	三五	一五	一五	六	四、六六	三、六六	八、六六	八、六六	一〇・七六%	一〇・六六%	一〇・九九%	八・三五%								
私立	八	九	九	一七	一七	一七	一七	一七	一〇	一七	一七	一七	一七	一〇・〇五%	一一・〇五%	三・一九%	三・一九%								
計	三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	毛	一、四、四九	一、三、一五	毛、三	毛、三	一・九八%	一・九八%	三・六六%	一・四・六六%								

示して施設の増加率より上回っています。この點公立幼稚園ではかえつて施設の増加率一〇・九七%に對して幼兒の増加率は八・二七%で施設の増加率より下回つて前年より收容がやゝ樂になつたことを示しています。これ

によつて公立においては多少施設の復興が軌道に乗つて來たことがわかります。

しかし一施設當りの幼兒數を見るときは幼兒教育の立場から未だ公立私立共に感心はできない状態です。國立においては九三・二八

人公立においては一四五・二二人私立においては一六・四人で平均しても一二八・五人となり最も多い幼稚園では五〇〇人近く收容

している現状であります。

また幼兒を年齢別に見ますと滿五歳から小

III. 昭和二十三年度調（昭和三・四・三〇）

区分	園數	教員		員數		組數	幼兒數		數
		總計	園長	教諭	助教諭		男兒	女兒	
國立	三	一・六	三	六	五	三	一・九	八	一・五
公立	三〇一	三・一五	六六六	一・三七	一・〇〇五	三	一〇九	三・七	三・九
私立	五五	三・五五	七五	一・六二	一・一〇	四	一・五	一・九	一・九
計	一・五九	一・五九	一・五九	一・五九	一・五九	一	一・五九	一・五九	一・五九

四、昭和二十四年度年齢別幼兒數

区分	滿三才から満四才		満四才から満五才		満五才以上		計	合計
	男兒	女兒	男兒	女兒	男兒	女兒		
國立	一四	一四	四五	四五	八〇	八〇	一・四六	三・九五
公立	一・四四	一・四四	五・八六	一・五・八三	男・一七	男・一七	一・九六	三・九五
私立	五・六七	五・五五	一五・六五	一五・五九	兩・六三	兩・六三	一・九六	三・九五
計	八・〇四	七・九五	三一・九六	三一・九六	八・六六	八・六六	二・九・八七	三・九・九〇
合計	一五・九六	一五・九六	一六・一	一六・一	三六・八九	三六・八九	一	一
割合	六・九六%	一九・五九%	一九・五九%	一九・五九%	一九・五九%	一九・五九%	一	一

學校就學の始期までの幼兒が最も多く、その七三・七七%を占め次に満四歲から満五歲までの幼兒が一九・二七%で満三歲から満四歲までの幼兒は僅か六・九六%となっています。

がわれますが先生方の努力によつて來年は更に減少するよう研究していただきたいものですが、その内訳を見ますと國立は、前年度の三五・一四人に對して今年度は三二・四五人公立は前年度四四・五七人に對して今年度四二人私立は三六・三〇人に對して三四・二二人となつていています。

最後に、教員について見ますと、今年度は八・四一三人で昭和十七年の七・一七七人をはるかに上廻つております。前年との増加の實數は一・三九一人となり昭和二十二年の五十七人同二十三年の一・二五七人より更に増加しています。この内教諭と助教諭についての増加を見ますと、公立は教諭三五人の増加に對して助教諭が三一四人私立は教諭四〇三人に對して助教諭が三七三人で公立は非常に助教諭が増加していることがわかります。これは今後の新教育實施に對して思はしくない結果といわなければなりません。總數から見ましても公立は教諭 助教諭が大體同數であります、が、私立の方は教諭が助教諭よりも多くなっています。

教員の増加率二一・六六%を幼兒の増加率一四・八九%に比較しますと、はるかに上廻つていて明るい傾向を示していますがただ今後における各幼稚園の増員の際は(一五頁)の本質について理解を深めてきたことがうか

幼児の心理的發達

東京家政大學教授 山 下 俊郎

五、五歳児の心理的發達

幼児も五歳すぎるためだつてしつかりして来る。幼稚園や保育所で最年長組になつた幼児を見ると、よくもううまで成長してくれたとは、保育者の誰もが感じることではないだろうか。ひと通りのことは出来るようになつて、自信を持つたしつかりした態度を持つて、たよりになる、たのもしい感じがする。このような感じを外國の學者は、五歳児が dependable, skillful, sure of self であるとよんでいる。

ところで五歳児の心理的發達の状態をいま、ひととおりの四つの方面から考えて見ることにしよう。

(1) 運動的發達

運動の中でも全身的な運動の發達の状態から觀察して見よう。五歳児は全身的なからだのこなしにおいてすれに一とおりのことが出来るようになつている。

幼児たちの日常生活を見てもスキップももう上手に出来ることも自由自在といつてもいいくらいに動きまわっている。机くらいの高さからはどんどんとび降りて、ランコをこぐことも出来るようになつて、片脚で立つて身體の平均をとることもかなり巧く出来るようになつて來た、というように全身的な運動のこなしは相當にうまくなつて來ているのである。このことは四歳児のところで述べた平均臺渡りにもよく現われている。四歳児のところでかけた平均臺渡りの得點表を見ると、五歳児の平均點は四・八點になつていて、ほとんど満點の五點に近い。すなわち、兩脚を一度もふみちがえないでかわりばんこにふみ出して、上手に全身のバランスをとりながら渡つて行くことが出来るというのが、大部分の五歳児なのである。このようにして全身的な運動のこなしは五歳児においては、幼児としてはほとんど一とおりの完成の域に近いといつていゝであろう。

手先きのこまかなくみさにおいても五歳児はすでに一とおり熟しているといつていい。指さきでこまかなくみものを扱うことがすでに可なり上手になつて來ている。例えば、食事のところにはしを使うことが可なりうまくなつて來ている。はしを使うことは、前に三歳児のところで述べたように、三歳からはじめられるのであるが、これはたゞ使いはじめるというだけである。三歳、四歳ではまだ上手には使えないものである。

ところが五歳すぎるとき上手に使えるようになる。わたくしが前に實驗的にしらべた所によると、三歳児や四歳児ではなく正しいはしの持ち方を教えて訓練して見ても、すぐにもとへもどつてしまつて中々ちゃんと使えるようにならない。しかし五歳児になると訓練さへすれば大人なみの正しい持ち方をして上手にはしが使えるようになるのが見られる。これは手先きの巧みさが訓練さへすれば進んで來るといふところまで熟して來たのである。繪を描かせてとかく線がかなりしつかりして來るようになる。いわゆる線でかく繪は五歳ごろになつてようやくしつかりして來るといえるのである。このようなことからして、五歳児になると三角形をかいたお手本を見せてかゝせると、きちんと三角形がかけるようになるのである。このように、手先きの巧みさが進んで來ることは、このほかのいろいろの日常生活にも現われて來るので、帽子をかぶること、ストッキングをはくこと、背中のボタンを除いては眼のとゞく所にあるボタンは一とおり掛けられるようになること、髪をとかすことが出来るようになること、といつ

たようなことを見ることが出来るのである。

このように運動の發達を一とおり眺めわたして見ると、五歳児は運動において一とおりの巧みさを身につけるようになつたといえるであろう。今まで述べた所では、この巧みさは全身運動も手先きの細かな運動も、言い方としては同じようになつたと言つて來たのであるが、このことを、ここで少し吟味して見たいと思う。子供における運動の力の發達においては一つの原則がある。それは全身運動のように大筋肉をつかう運動と手先きのこまかなくみさの運動のように小筋肉をつかう運動との、この二種類の運動の發達の順序に關してである。大筋肉をつかう運動はいつでも小筋肉をつかう運動よりもさきに發達する。大筋肉をつかう運動の基礎が出來てから小筋肉をつかう運動が發達するのである。指先きのこまかなくみさの運動がほんとに完成されるのは、肩、腕などの筋肉をうまくつかうことが出来るようになつてからで、年齢でいうと一〇歳以後である。小學校の低學年でも細かい字を書いたりすることは適切ではないのである。したがつて幼兒の時期においては、運動の發達から見て、まず大筋肉をつかう運動を充分にさせることによつて、その發達をうながし大きくなつてからさらに細かな運動がうまくなるよう基礎を作らなければならない。幼兒期に大筋肉の運動を充分にしなかつた子供は、大きくなつてからいろいろの運動に何となぎこちなさが感じられる。幼兒期に病弱であつて充分の運動の出來なかつたような子供によく見られることである。このようなこと

は、小さい手先きの運動の訓練をまつたく無視していゝといふことではない。小さい運動もやはり発達してはいるのであるから、年齢相應の線までは発達させることを考えなければならないこともちろんである。たゞどちらに重點を置くかということであり、幼児期をはずすと大切な土臺が出来ないからその土臺の方にます重點を置かなければならないということを注意したいのである。

(2) 知的發達

五歳児は知的發達においても四歳児にくらべて一段と進んで來ている。いわゆる知的なはたらきは小學校の年齢になると、めだつて進んで行くので、こゝに小學校における知的な面のいわゆる製作が意味を持つようになるのであるが、そのスタートは幼兒時代の最後の時期に、このようないわゆる活動しあげる所にあるといつてよいのである。

四歳児の知的發達について述べると、四歳児がいわゆる質問期のまつたゞ中にいて、質問期の頂點にいることを述べたのであるが、そのときふれたように質問といふものは幼児たちの心が自分のまわりの世界に對して廣く眼をひらいて來たことを意味する。この傾向は五歳児になると一そく強くなつて來るのである。質問も相變らず盛である。そしてたゞ質問するだけでなくいろいろなものをしてやりたがり、いろいろのことをやつて見たがる。小學校の子供たちはよくマッチのレ

ッテルや郵便切手やいろいろのものを集めるのであるが、この蒐集ということは、幼児期の五歳からそろゝはじまるのが普通である。もちろん大きい子供のように系統だつた集めたでなく、手當り次第のガラクタ集めが多いのではあるが、自分のまわりの世界に對してひらけて來た心の動きのおもむく所がこのような傾向となつて現われて來るのである。このような事象に見られるように、幼児たちの心が外の世界に向つて開けるので、いわゆる求知心とでもいうべきものが非常に強くなつて來るというのが五歳児の知的發達に見られる一つの大きな特徴となつて來るのである。

このような知的な心の動きの結果として五歳児はいろいろの自分の身のまわりのことに対する知識を持つてゐるようになる。五歳児は、「あなたの右の手には指が何本あるの?」「左の手には何本?」「両方の手をあわせたら何本指があるの?」と聞かれるとき正しい答を即座にすることが出来る。片手に五本、両手で十本の指があるということは、數えればもちろんわかる。すでに四歳のうちに十三まで数えるようになつてゐるからである。しかし、即座に指の數が答えられるといふのは、たゞ數えられるといふのとは意味がちがう。このことは、たゞ數えられるといふのとは意味がちがう。この即座に答えるといふのは、このような数える能力を自分の身のまわりのいろいろなものに適用して見て、この適用するといふ経路を何度もくり返しているうちに指の數を覚えてしまつたことを意味する。すなわち自分の持つてゐる力を一つの道具として自分の身のまわりの世界にあてはめて用いて

見るという所まで知的發達が熟して來たのである。同じようなわけで、五歳兒は通貨の名前を一とおり知つてゐる。一圓・五圓・十圓・百圓といふような紙幣を見るとこれが五圓、これが百圓といふようにいうことが出来る。これは通貨のほんとの價値を知つてゐるということではないが、いわば通貨の額と名前を覺えてゐるのである。これも日常の生活の中で始終見聞きしてゐるという經驗を重ねた結果が、覺えられる所まで熟して來たのであると考へられるのである。

また、五歳兒は、六歳近くになると右と左の區別をおぼえる。一體、右左といふ空間的な關係は、向きによつて變つて來るので中々覺えられないのであるが、五歳兒が右左を覺えるようになるというのは一つの大きな發達である。これもいまで述べたことと同じようにして、幼兒が經驗を重ねて來た結果であるが、こゝでちよつと注意して置きたいのは、向い合つた人の右左が逆になるという相對的關係は、自己中心に物を考へるという幼兒的な心の特性からして中々理解され難いものである。このような自己中心に考へるということのもつとはつきりした現われは、このように知的なはたらきが進んで來ているのに、五歳兒ではまだ想／＼像と現實との區別が十分につき兼ねることがあるという所に見られる。想像と現實とが區別できないというのは、自分の心の中だけで考えたことと實際にあつたこととがごつちやになつてしまふことがあるが、幼兒のうその中に想像的なうそといわれるものがあることはその一つの現われとして注意しなければならぬ

いことである。例えは幼兒が自分の頭の中で高いお山に登つたというような想像をめぐらしてゐると、それがほんとにあつたことのように幼兒自身が感じてしまつて、「きのう、僕はね、高いお山にのぼつたんだよ」と言うような結果になつて來るのである。實際にあつたことではないことを實際にあつたように言つてゐるから、まぎれもないそであることに違ひないのであるが、幼兒自身はこの場合うそをついていわゆるという意識を全然持つていないのである。幼兒のうそといわれるものによのような想像的なうそがあることは、幼兒を相手にするものがよく心の中にとめて置かなければならぬことであろう。

このように一方では五歳兒は幼兒らしいあどけなさの中に片脚を残しているのであるが、もう一方では片脚を一步すゝんだ知的發達の線にそつてふみ出している。四歳兒の所で言葉の發達についてその發達がいちじるしいことを述べたのであるが、語いにおいても、發音においても、文章の形においても、五歳兒は話し言葉としては一とおりの完成の域に近づいてゐる。したがつておとなとの話が自由自在にできるようになつてゐるのである。また、時間的な觀念においても、きのう、きょう、あすというような日の區別はすでに明確に出來るようになつてゐる。また五歳兒は繪をかくときに、大體はじめから何をかくという意圖と計畫とをはつきり持つてゐる。四歳までの子供でははじめからの意圖がはつきりしていないで、途中から何をかくことが定つたりまた變つた

りするものも相當にあつたのであるが、五歳児になると大多数の子供ははじめから何をかくかという意圖と計画とがはつきりしているのが普通である。このことで分るようにならべて見せて、すでに一つのことを中心の前におよそ一定の計画を持つているようになつてゐるのである。

五歳児に知的なはたらきがすゝんで來たということは、その考へるはたらきすなわち思考の發達にこれを見ることが出来る。その第一は物の定義が出来るようになつたことである。四歳以下の幼児だと、例えば「鉛筆つてどんなもの?」と聞かれると、説明出来ない、定義が出来ないのである。たゞ眼の届く所に鉛筆があると「あれ」といつて指すぐらいのことしか出来ない。所が、五歳児になると「字をかくもの」というように言葉で定義することが出来るようになる。これはこのようないい思

考の力が出て來たことを示すものである。しかし一面においてこのように、用途によつて物の定義をするというのは、最も幼ない定義の段階であつて、自分とそのものとの關係において考へるといふことは、他の面から考へて見よう。一體、幼児はいまの定義のように言語的な、抽象的

な思考においては貧しいのが普通である。しかし、具體的實物について、自分の行動で解決するという思考においては相當のことが出来る。綦右を上の圖のようにならべて見せて、この右の方へつゞけてならべて御覽なさいという問題を出して見ると、五歳児は、上段の場合には黑白、黑白……下段の場合には黑白黒、黑白黒、……という反復の關係をはつきりつかんで、この關係にしたがつて右の方へならべて行くことが出来る。このような關係の判断が出来るようになつていることがこゝに示されているのである。

知的發達において五歳児はいままで述べたように、一段と發達して、知的時代としての學童期へつゞいて行こうとしている。この知的なはたらきのすゝみをなだらかにしてやるよう考へることは幼児のまわりにいる者のつとめであろう。



記録

幼稚園設置基準に 關する協議會

十一月一日午前十時より標題の催しが東京フレーベル館會議室において行なわれた。當日の參會者は文部省大島初等教育課長以下關係官と末尾掲載の協議員でその協議事項等は、

1、挨拶

2、經過報告

3、幼稚園の現状

4、幼稚園施設基準について

5、幼稚園教員免許法について

6、學校基準法に盛るべき事項

7、今後の運営、連絡の方法

8、懇談（各地からの希望）

學校基準法を施設基準法と、教育課程及び編制に關する法

律と分けて提出する豫定であり、施設基準は今日までに既に

四回に亘り文部省關係官と東京都神奈川縣埼玉縣の國公私立代表者と研究を重ねて來た結果の報告が行なわれ、教育課程及び編制については左の事項を中心として各協議員からの熱心な意見が出て、十二月十日までに各地代表から各事項についての案を提出することに定まつた。なお次回からは國公私立中から一六名の代表者を選出して連絡に當ることになつた。

幼稚園關係の學校基準法案中に盛るべき事項

- 1、教育課程は學校基準法に明記したらよいか、よいとしたらその表現を如何にしたら實際教育上との連闇においてどのようであらわしたらよいかその例を左に記してください。またその内容の取扱い方のあらわし方はどうするか。

- 2、幼稚園一園の児童数の定員を定める必要があるか、あるとしたら實際教育上適切な一幼稚園の園児数は何人位か。また一組の児童数は何名がよいか、左に記入してください。
3、一組の専任教諭数は一人以上とか規定する必要があるか、あるとしたら何名がよく代用する場合も定める必要があるか。
4、分園を設置する必要があるか、
5、保育月數か保育時數を定める必要があるか、あるとしたらその適當な日時數は、
6、幼兒指導要錄と學籍簿との記入形式はどんなものがよいか。

當日出席者

公立側

私立側

小川正通（奈良女高師）堀倉文子（東京女高師）丸山ひろ子（日教組幼稚園）鈴田志ん（竹町幼稚園）木村ふさ（福島第一幼稚園）大浦君子（小倉幼稚園）松田光榮（小倉幼稚園）池勝人（廣島大附屬）内匠ちゑ（小倉幼稚園）吉田市五郎（福浦幼稚園）岩佐崇子（徳島大學附屬）山村きよ（西櫻幼稚園）野間都夫（埼玉大學附屬）宮内代内山（千葉師範附屬）徳久孝（番町幼稚園）片桐代理（中西壽和（麹町幼稚園）池史子（芳林幼稚園）
内山憲尙（聖美幼稚園）加藤武夫（鶴の木幼稚園）片谷武雄（のぞみ幼稚園）宮村治（東玉川笠原秀定（明徳幼稚園）坂内みづ（聖心學園）淡野重郎（清明幼稚園）伊東祐政（上野毛幼稚園）石倉常七（野方學園）幼稚園）長野満（東洋英和女學院保育所）佐藤初重（柿の木幼稚園）渡邊了英（育英幼稚園）堺葉勇（堺の森幼稚園）本田玄洲（こゆるき幼稚園）長沼依山（浦和幼稚園）山田顯達（横内幼稚園）森壽恵三（田邊幼稚園）松井鎧太郎（二葉幼稚園）松田輝一（長田幼稚園）中桐壽平（嘉美幼稚園）

官廳公示連絡事項

教育における宗教の

取扱いについて

文初席第一五二號

昭和二十四年十月二十五日

文部事務次官 伊藤日出登

都道府縣教育委員會

都道府縣知事
國立各種學校長
附屬小、中高等學校を有する直轄學校長 殿

社會科その他、初等および中等教育における
宗教の取扱いについて

先に教一〇一號（昭和二十三年七月九日發）によつて、兒童、生徒の社會科の學習活動中で、「國家神道、神社神道に對する政府の保證、支援、保全監督ならびに弘布の廢止に關する昭和二十年十二月十五日附運合國軍最高司令官總司令部指令第四四八號、同日附參謀副官發第三號（民間情報教育部）の日本政府に對する覺書の原則にふれることがないよう

に各學校において指導されたいとの注意を促しました。

そののち、社會科の教育のみならず、ひろく初等および中等教育における宗教に關する事項について研究協議しました結果、次のような結論を得ました。以下各項をよく研究され、あやまちのないように御配慮を願います。

一、國立または公立の學校が主催して、神社寺院・教會その他の宗教的施設を訪問することについて

學校が主催して、禮拜や宗教的儀式、祭典に參加する目的をもつて、神社、寺院、教會その他の宗教的施設を訪問することはならない。學校で主催するという意味は、學校で計畫して團體で訪問すること、または個々の兒童、生徒が學校から課せられて、神社、寺院、教會その他の宗教的施設を訪問することである。

國寶や文化財を研究したり、あるいはその他の文化上の目的をもつて、學校が主催して神社、寺院、教會その他の宗教的施設を訪問することは、次の條件の下では許される。

(イ) 兒童、生徒に強要してはならない。

(ロ) 學校が主催する旅行中に、神社、寺院、教會その他の宗教的施設を訪問する兒童、生徒の團體は、その宗教的施設の儀式や祭典に參加してはならない。

(ハ) 學校が主催して神社、寺院、教會その他の宗教的施設を訪問したとき、教師や指導者が命令して、敬禮その他の儀式を行わせてはならない。

(ニ) 學校が主催して、靖國神社、護國神社（以前に護國神社あり

るいは招魂社であつたものを含む)、および主として戦没者を祭つた神社を訪問してはならない。

二、國立または公立の學校における宗教に關する教材の選擇および取扱いについて

(イ) 各教科の教育目標に照らして必要な場合には、各種の宗教の教祖、慣習、制度、宗教團體の物的施設、厚生および教育活動、種々の宗教史上の事件などに關する事實を含んでもよい。

これらの教育資料においては、特定の宗教的教理、慣習、制度、經驗などを、價値がないものとして否認したり、あるいは特定のものを特に高く評價したりするような表現を用いてはならない。

また科學と宗教とは兩立しないものと假定してはならない。このことは、自然現象を自然的原因に歸することを妨げるものではな

(ロ) 社會科においては、宗教が社會生活の中で、どんな役割を果たして來たかを明らかにする點に重點がおかなければならぬ。

また適當な學年において、憲法の内容やその他の法律にもとづいて、信教の自由の意義を教えなければならない。

(ハ) 文學および語學の教科書においては、文學のあるいは語學的價値があると認めて選擇したものである限り、宗教的教材が含まれていてもよい。しかし、その取扱いに當つては、その教材選擇の主旨に反しないように注意しなければならない。

(ニ) 音樂、美術、建築の指導においては、教材として宗教的文化を受けた作品を利用してもよい、藝術的表現に對する宗教の影響を研究することは、望ましいことである。

(ホ) 學校圖書館には、参考および研究のために、宗教に關する書籍や定期刊行物を備えつけてもよい。

(ヘ) 各種の宗教の教理、歴史、哲學、心理の客觀的研究(比較研究あるいは特殊研究を、新制高等學校における選擇科目として設けてもよい)。しかし特定の宗教のための宗教教育にならないよう注意することが必要である。

三、國立または公立の學校の兒童、生徒の自發的宗教について

(イ) 兒童、生徒が授業時間以外に、一國民として、宗教的儀式、祭典、その他、宗教團體の行う行事に參加することは自由であるし、教師も同様である。

(ロ) 中等學校生徒は、正規の授業時間以外の活動として、自發的な宗教的團體を組織することができる。

(ハ) 學校はこの種の團體の活動に對しては、校内の他の生徒團體に與えられては、同様に、學校施設利用の便宜を與えなければならない。

また學校は、生徒のどの宗教的團體にも、無差別公平にこの種の便宜を與えなければならない。そしてこの旨を、聽め周知させておくことが必要である。

各學校當局者は、講堂、教室その他の施設を、授業時間以外に、生徒團體の活動のために使用させるか否かを決定する機能を持つべきである。

(ニ) 生徒の宗教的團體は、教師を個人の資格において、顧問または會員として、その活動に參加することを請うてもよい。

四、宗教家と學校教育との關係について

(イ) 國立または公立の學校では、宗教團體の教職者および信者を招いて、宗教の分野以外の題目について講演をしてもらつてもよい。このようなことを行うに際しては、教理や宗教的儀式の解説、あるいはそれらの宣傳を行つてはならないということを、か

れらに前に以てよく了解しておいてもらうことが必要である。

(ロ) 宗教團體の教職者および信者で、國立または公立の學校の教職にあるものは、法衣をまとつて教室にあらわれてはならない。また、いうまでもなく、かれらは、教師の行動と職業とを律するすべての規則に従わなければならぬ。

五、國立または公立の學校では、各學校當局者が各學校の建物を管理する直接の責任を負つている。したがつて授業時間以外において、生徒の團體以外の宗教團體に、學校の建物を使用させることに關しては、學校當局者が學校教育法第八十五條の規定にもとづいて判定すべきものである。

六、以上の諸事項は、私立學校には適用されない。私立學校は軍國主義的、超國家主義的教説を教えてはならないということ以外には、すべての宗教教育および自發的活動に關して、自分の教育方針や實踐を決定する自由を持つている。

愛育

第十五卷

共三三圓

御知らせ

月刊紙 保育の友 発刊について

今回厚生省保育課が幹旋役となり、保育所關係の有志の方々が糾合し、標題の月刊紙を發行することになりました。名前の示すように眞に保育關係者のための「良き友」たらしめたい熱意の下に目下編集中です。尙ほ事務所は暫定的に厚生省保育課内におき、發費はフレーベル館によつてなされま

卷頭
育兒對談

本會總裁三笠宮妃殿下と語る

育兒講座

新生兒の榮養

平井信義

細川達玄

指導記事
新らしい早產兒哺育 伊達

齋藤文雄

子供の日 童謡 蕉集の計畫

今回フレーベル館が主催となり、朝日新聞社後援、文部省、厚生省、全保連、N.H.K.、日本ピクター等の協賛を以て、五月五日「子供の日」にうたうに相應しい童謡を

募集する計畫が樹ちました。詳細は一月號誌上に發表いたしましたが、要綱を掲げれば、三節以内、二月末〆切選者は倉橋先生文部省大島課長、厚生省吉見課長他文藝專門家數氏、當選作について作曲は弘田龍太郎氏を頼はず豫定です。

冬のお産と心構へ
幼兒教育のコツ
愛育相談
新らしい早產兒哺育
新らしい肺炎の豫防と手當

童話・そら春が來た。春が!!

マリアン・レイ

家庭重寶集
支那大正時代の卷

岩崎こと

鈴木隆子

東京都麻布局區内盛岡町一ノ五
恩賜財團

母子愛育會

会から

○ことは、二號三
號合併、七號八號合

併の、日本保育學會特集を二つ出しました。例月號の、頁數も増しましたし、内容の充實にもつとめました。本誌としては、まあ／＼ほめていたところを終ります。

○三號續載の玉越三朗氏の『法的に見た幼稚園の委』は、文部省初等中等教育課の幼稚園擔當官として、新らしい幼稚園に関する最も正確な法的知識を與えられました。その内容にある各方面は皆必要のことですが、わけても、幼稚園職員に關する法規規定は、充分熟知していなければならぬことばかりです。

○『官廳公示連絡事項』は、文部、厚生兩省の好意によつて、新事項の記載ができるいることを感謝すると共に、保育實際家諸君もよく注意して讀まれることを希望します。そして法規的に不明な疑義でもあつたときは、お問い合わせ下さい。當局によつて正しい解釋をして貰いましょう。

○法規的なことばかりでなく、保育學上、児研究上、保育實際上、御質問をお送り下されば、御いつしょに研究しましよう。そうして本誌が誌上保育研究室にでも數寄にでもな

ることはいつも希望してゐるところです。

○研究といえば、先號から掲載されている竹田俊雄氏の保育關係圖書の解説的紹介は、皆さんの研究のために極めて有益なものであることを信じます。新刊を知ると共に舊刊を見落さないために、充分よく御利用下さい。來年には互つて繼續される豫定です。

○では、寒さにお氣をつけになつて、御健康に新しい年を迎えられ、保育のため、いよいよ御精勵下さい。來年からはすべて年齢を満でいうことになるとか。そうするとお若かくなる講ですかね。とにかく、保育者は一年々々幼児に近くなりますから、いよいよお元氣に、いよいよお多幸に。

「幼兒の教育」編集

編集主任 倉橋惣三
協力委員 牛島義ふ 及川藤文 田鐵雄 友多野完治 佐野眞一

日本幼稚園協會

編集委員

西山浪太郎 多野俊郎 山下俊郎 齋藤友多

○本誌御購読について注文申込その他の凡べて發賣所フレーベル館宛に願います

幼兒の教育 第四六卷 第十二號

定價 金參拾圓也

昭和二十四年十二月十五日印刷
昭和二十四年十二月二十日發行

東京女子高等師範學校附屬幼稚園內
編集兼發行者 倉橋惣三

東京都千代田區神田神保町三ノ二九
印刷所 明和印刷株式會社

東京都文京區大塚町三十五
東京女子高等師範學校附屬幼稚園內
發行所

日本幼稚園協會

發賣所 株式會社 フレーベル館

電話九段(33)三九七一一番
振替 東京一九六四〇番